

せいかつ・あんしん ガイドブック

—保健・衛生・医療・福祉編—



大空町
OZORA

マイナンバー制度



(社会保障・税番号制度) について

個人番号（マイナンバー）とは、国民一人一人が持つ12桁の番号のことです。2016年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きで、個人番号の利用が始まっています。

このガイドブックでは、個人番号を利用する手続きには、手続き名の横に「個人番号利用事務」の表示をしております。個人番号を利用する事務手続きには、

番号確認

+

本人確認

ができる書類がそれぞれ必要です。

●個人番号を利用する事務手続きに必要な書類

マイナンバーカードをお持ちの場合

マイナンバーカードのみの提示で手続きが可能です。

マイナンバーカードをお持ちでない場合

下記の番号確認書類と本人確認書類の提示をお願いします。

【番号確認書類】

- ・個人番号通知カード ・個人番号が記載された住民票 など

【本人確認書類】

①顔写真が付いているものの場合・・・1点

- ・運転免許証 ・パスポート ・在留カード ・障害者手帳 ・運転経歴証明書 など

②顔写真が付いていないものの場合・・・2点

- ・健康保険証 ・共済組合員証 ・年金手帳 ・年金証書 ・児童扶養手当証書 など

●個人番号利用事務かどうかの確認方法 こちらの表示がある手続きには番号確認書類などが必要です。



個人番号利用事務
(表紙裏面参照)

【ガイドブック各項目での記載例】

⑥各種手当

児童手当

個人番号利用事務
(表紙裏面参照)

<問い合わせ先>
役場 福祉課 戸籍保険グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

中学校修了までの児童を養育している方に支給します。



●はじめに●

大空町の各種手続き方法や行政サービスをお知らせするために、「せいかつ・あんしんガイドブック（保健・衛生・医療・福祉編）」を作成しています。

みなさまのお役に立つ情報をたくさん掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

なお、各種料金については変更する可能性がありますので、随時お問い合わせ願います。

【もくじ】

1 戸籍・住民票

- ①マイナンバーカードに関する手続き …………… P 1
- ②住民登録 …………… P 1
転入届、転出届、転居届
- ③戸籍の届出 …………… P 2
出生届、死亡届、婚姻届、離婚届、転籍届
- ④印鑑登録 …………… P 3
- ⑤各種証明書 …………… P 3
住民票、戸籍事項証明書、改製原戸籍、戸籍の附票、印鑑登録証明書、
身分証明書

2 健康

- ①母と子の健康 …………… P 4～5
母子手帳交付、両親学級、産後ケア、乳幼児健診、コアラ学級、離乳食教室、
フッ素塗布、そらベビ
- ②予防接種・相談 …………… P 5～6
予防接種、相談・その他事業
- ③健診・ドック…………… P 7～8
集団健診、乳がん・子宮がん検診、個別健診、人間ドック、脳ドック

3 子育て支援

- ①認定こども園 …………… P 9
認定こども園、一時預かり保育
- ②広域入所 …………… P 9
- ③託児通所助成 …………… P 9
- ④子どもの施設 …………… P 10
児童センター、子育て支援センター、児童クラブ
- ⑤子どもの一時預かり …………… P 11
ファミリーサポートセンター
- ⑥各種手当 …………… P 12～13
児童手当、児童扶養手当、子育て世帯に対するごみ袋支給、特別児童扶養手当、
特別障がい者手当、障がい児福祉手当

4 医療

- ①国民健康保険 P 14～16
- ②後期高齢者医療制度 P 16～18
- ③医療費助成 P 19～20
重度心身障がい者医療費助成、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、
未熟児養育医療費助成、不育症治療費助成、不妊治療費助成、その他の医療費助
成

5 高齢者

- ①介護保険 P 21
- ②地域包括支援センター P 21～24
- ③認知症カフェ P 25
- ④いきがづくり P 25～26
ふれあい交流会、ときめきサロン、
老人クラブ、ボランティア活動、高齢者就労センター
- ⑤生活支援 P 26～27
見守りネット事業、緊急通報用電話機の貸与、配食サービス、
タクシー券の交付、除雪サービス、福祉有償運送サービス
- ⑥在宅介護 P 28
在宅寝たきり老人等介護手当、寝たきり老人等入浴サービス事業、
介護用品給付事業、高齢者等介護世帯応援ごみ袋支給、
在宅介護機器の貸し出し
- ⑦老人福祉施設 P 29～30
特別養護老人ホーム、生活支援ハウス、認知症高齢者グループホーム、
老人福祉センター
- ⑧権利擁護 P 31～32
成年後見制度、日常生活自立支援事業、シルバー110番

6 障がい者

- ①障がい者手帳 P 33
身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳
- ②障がい福祉サービス P 34
障がい福祉サービス制度
- ③各種割引・助成 P 34～37
JR 運賃の割引、タクシー運賃の割引、バス運賃の割引、航空運賃の割引、
心身障がい者扶養共済制度、障がい者等に対する交通費助成、

在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業、NHK 受信料の減免、
有料道路通行料金の割引

7 暮らしの困りごと相談

各種相談員、生活保護、心配ごと相談、法律相談、 P 38~41
母子・寡婦福祉資金、生活資金貸付、生活費緊急援護資金貸付、
北海道生活困窮者自立支援事業

8 災害時の避難

避難所等について、大空町メール配信サービス …… P 42~44

9 環境・衛生

ごみ収集及びごみ処理場の受入、し尿汲み取り P 45~47
畜犬登録・狂犬病予防注射、エキノコックス感染対策、葬斎場、墓地

10 年金

国民年金、老齢基礎年金、障がい基礎年金、遺族基礎年金 …… P 48~50

11 電話健康相談

大空健康ダイヤル24 …… P 50

12 医療機関・関連機関一覧

医療機関・関連機関一覧 …… P 51~52

せいかつあんしんMAP …… P 53~54

大空地域情報スマホアプリ「そらナビ」 をご活用ください！



■ダウンロード方法

「そらっきーナビ」は地域情報アプリ「JC-Smart」内のアプリです。「JC-Smart」をダウンロード後、ご利用いただけます。



Mac App Store
からダウンロード



Google Play
で手に入れよう



アイコンをタップ！

QRコードを読み取るか、アプリストアで「JC-Smart」と検索

🔍 JC-Smart



アプリ起動後、利用規約に同意し
サービス選択画面から「そらっきーナビ」を選択

1 戸籍・住民票

① マイナンバーカードに関する手続き

<問い合わせ先>
 役場 福祉課 戸籍保険グループ
 支所 住民福祉課 住民グループ

手続きの種類	必要なもの	注意事項
マイナンバーカードの申請	<ul style="list-style-type: none"> ●申請書 (役場窓口で発行可) ●顔写真 (縦 4.5cm×横 3.5cm) <ul style="list-style-type: none"> ・最近 6 ヶ月以内に撮影 ・正面、無帽、無背景 	<ul style="list-style-type: none"> ●申請書の二次元コードをスマートフォンで読み取ることで、顔写真の画像データを用いてオンラインで申請することも可能です。
マイナンバーカードの交付	<ul style="list-style-type: none"> ●交付通知書(はがき) ●本人確認書類 (①、②のいずれか) <ul style="list-style-type: none"> ①運転免許証等顔写真付きのもの1点 ②保険証、年金手帳等顔写真のないもの2点 ●個人番号通知カード ※お持ちの方のみ ●住民基本台帳カード ※お持ちの方のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ●申請から約1ヶ月で交付通知書(はがき)が届きます。 ●交付を受けることができる方は本人のみ(15歳未満の方は法定代理人が同行してください) <p>※本人が病気、身体の障害で手続きできない場合や、未就学児の方の場合は代理人が受け取ることができます。(診断書等の証明する書類が必要です)</p>
マイナンバーカードの住所、名前等の記載事項変更、暗証番号の初期化など	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカード ●暗証番号 ※暗証番号の初期化時は必要ありません ●本人確認書類 ※暗証番号の初期化時のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ●手続きができるのは、本人、同世帯の方、法定代理人の方のいずれかです。 ●代理人が暗証番号の初期化をする場合は、委任状が必要です。

② 住民登録

<問い合わせ先>
 役場 福祉課 戸籍保険グループ
 支所 住民福祉課 住民グループ

届出の種類	届出期間	必要なもの
転入届 (町外→町内)	町内に引越した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等) ●転出証明書 ※転入の場合のみ ●マイナンバーカード ※お持ちの方のみ
転出届 (町内→町外)	町外へ引越する日の前後14日以内	
転居届 (町内→町内)	町内の別の場所へ引越した日から14日以内	

③ 戸籍の届出

＜問い合わせ先＞
 役場 福祉課 戸籍保険グループ
 支所 住民福祉課 住民グループ

届出の種類	届出期間	必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ●出生届书（出生証明書） ●届出人の印鑑 ●届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ●母子健康手帳 ●お子さんを扶養する方の健康保険証 ●医療費などの振込先を確認できる通帳
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡届书（死亡診断書） ●届出人の印鑑 ●葬斎場使用料 ※大空町で火葬する場合のみ （町民 10,000 円、町外の方 15,000 円）
婚姻届	定めはありません （届出により効力が生じます）	<ul style="list-style-type: none"> ●婚姻届书 ●届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ●戸籍謄本 ※本籍地が大空町の場合は不要 <ul style="list-style-type: none"> ●父母の同意書 ※未成年者の婚姻の場合のみ
離婚届	①協議離婚の場合 定めはありません （届出により効力が生じます） ②裁判離婚の場合 調停成立または裁判確定の日 から10日以内	①協議離婚の場合 <ul style="list-style-type: none"> ●離婚届书 ●届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ●戸籍謄本 ※本籍地が大空町の場合は不要 ②裁判離婚の場合 <ul style="list-style-type: none"> ●離婚届书 ●届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ●戸籍謄本 ※本籍地が大空町の場合は不要 <ul style="list-style-type: none"> ●調停調書の謄本または審判書、もしくは判決の謄本および確定証明書
転籍届	定めはありません （届出により効力が生じます）	<ul style="list-style-type: none"> ●転籍届书 ●戸籍謄本 ※同一市区町村内での転籍の場合は不要

④ 印鑑登録

<問い合わせ先>
 役場 福祉課 戸籍保険グループ
 支所 住民福祉課 住民グループ

印鑑登録できる方	登録できる印鑑	必要なもの
大空町に住民登録をしている15歳以上の方	<ul style="list-style-type: none"> ●住民基本台帳に記載されている「氏名」または「氏」「名」のいずれかを表しているもの ●1辺の長さが8mm以上25mm以内の正方形に収まるもの ●印影が鮮明で、かつ外枠のあるもの ●ゴム印や変形しやすい印鑑でないもの ●同一世帯の方が登録していないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録する印鑑 ●本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等) ●登録手数料650円

⑤ 各種証明書

<問い合わせ先>
 役場 福祉課 戸籍保険グループ
 支所 住民福祉課 住民グループ

証明書の種類	手数料	請求できる範囲
住民票 (世帯全員・個人)	250円	●大空町に住民登録がある「本人」および「本人と同一世帯の方」
戸籍事項証明書 (戸籍謄本・抄本)	450円	●大空町に本籍がある「本人」および「本人と同一戸籍内の方」
除籍事項証明書 (除籍謄本・抄本) 改製原戸籍	750円	●本人の「直系尊属」(父母・祖父母など)および「直系卑属」(子・孫など) ※「兄弟姉妹」「配偶者の父母」の戸籍請求は「委任状」が必要です。
戸籍の附票	350円	
印鑑登録証明書	250円	●窓口で印鑑登録証(カード)を提示してください。
身分証明書	350円	●大空町に本籍がある「本人」および「本人と同一戸籍内の方」

※請求できる範囲以外の方が請求する場合は「委任状」が必要です。

※法定相続人となる遺産相続等の権利行使を目的として請求する場合、「委任状」は必要ありません。

2 健 康

＜問い合わせ先＞
役場 福祉課 健康介護グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

①母と子の健康

母子手帳交付



妊婦の方へ母子手帳を交付します。事前に電話で連絡の上来庁ください。保健師、栄養士による面接ののち、妊婦健診受診票等の必要なものをお渡しします。面接は妊娠後期にも行います。

両親学級

妊婦体験、赤ちゃんのお風呂の入れ方、育児用品、妊娠中の生活、分娩の心がまえについて学習します。主に夜間に実施しています。

産後ケア

出産後、助産師による乳房ケアや育児相談を、6回まで無料で受けることができます。妊娠後期に交付される受診票を用い、助産師に訪問してもらう、もしくは助産院に出向いて受けます。

乳幼児健診

乳児は4～5か月、7～8か月、10～11か月、幼児は1歳6か月、2歳、3歳のお子様を対象で、診察や歯科検診（1歳6か月児以上）、保健師、栄養士、歯科衛生士等との健康相談があります。

コアラ学級

生後1か月～11か月のお子様と保護者を対象に、育児や発達のお話やベビーマッサージ講習、事故防止について学びます。助産師や保健師、消防署職員がお話します。

離乳食教室

時期に合った離乳食の形態や進め方を学びます。

フッ素塗布

1歳～就学前のお子様を対象で、おおむね6か月毎に受けることができます。歯科診察と歯科衛生士による塗布、ブラッシング指導があります。必ず事前予約が必要で、塗布した場合は1回300円かかります。（ブラッシング指導のみは無料です）

子育て支援アプリ「そらベビ」

妊娠期から子育て期間までサポートするアプリです。スマートフォンやタブレットでお子様の成長目安の確認、成長記録と思い出の記録や家族との共有、予防接種時期の計算・管理ができます。大空町の情報や子育て施設、近隣の病院を探することもできます。「母子モ（ぼしも）」で検索もしくは下記の二次元コードにて、アプリストアからダウンロードしてご利用ください。利用料金は無料です。

iPhoneご利用の方



Andoroidご利用の方



② 予防接種・相談

予 防 接 種



<問い合わせ先>
 役場 福祉課 健康介護グループ
 支所 住民福祉課 福祉グループ

【予防接種の種類】

○乳幼児

BCG、B型肝炎、ロタウイルス、ヒブ、小児肺炎球菌、四種混合、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎

○児童生徒

二種混合、子宮頸がん予防ワクチン、日本脳炎

○成人

第5期風しん抗体検査および予防接種

○高齢者

種 別	対 象 者	備 考
インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の方 60歳以上65歳未満の方のうち、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいをもつ方 	<個別負担額> 費用の3分の1以内 （年1回のみ）生活保護受給者は全額助成
高齢者肺炎球菌ワクチン	①今年度、満65歳、満70歳の方と75歳以上になる方 ②60歳以上65歳未満の方のうち、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいをもつ方 ①②に該当し過去に同予防接種を受けていない方	【個別負担額】 費用の3分の1の額 女満別中央病院、東藻琴診療所のみでの接種となり町助成は1人1回限りです。

○任意接種

種 別	対 象 者	備 考
季節性インフルエンザ	・ 中学3年生以下の方 ・ 生活保護の受給者	全額助成
風しん抗体検査・予防接種	・ 妊娠を希望する女性・抗体不十分と判定された妊婦の夫又はパートナー	
おたふくかぜ	・ 満 1 歳～就学前の幼児（過去に接種を受けている又はり患したことが明確な方は除く）	初回 1 回のみ全額助成
帯状疱疹	・ 満 50 歳以上の方	1 回（不活化ワクチンは2回）

相談・その他事業

保健師、栄養士が各団体への講話、来所やお電話での相談対応、家庭訪問などを行なっています。

③健診・ドック

＜問い合わせ先＞
 役場 福祉課 健康介護グループ
 支所 住民福祉課 福祉グループ

◆集団健診、乳がん・子宮がん検診

～すべての健診（検診）の注意事項～

※受診対象の年齢は毎年度末（3月31日）の年齢です。

※料金については見込み額になります。変更する場合がありますので、ご了承ください。

※各健診の受診は、年度内1回限りです。

＜内容・料金＞

健（検）診名	対象者	内容	料金
特定健診	30歳以上の大空町国民健康保険加入者	身体計測、診察、検尿、血圧測定、血液検査、心電図、眼底検査	2,810円
後期高齢者健診	後期高齢者医療保険加入者	身体計測、診察、検尿、血圧測定、血液検査、心電図、眼底検査	920円
胃がん検診	30歳以上	バリウム検査	1,740円
大腸がん検診	40歳以上	便潜血検査	830円
肺がん検診	40歳～64歳	胸部レントゲン	700円 (喀痰910円)
胸部検診	65歳以上	胸部レントゲン	無料
肝炎検診	40歳、41歳以上の方で過去に肝炎検診を受けていない方	血液検査	990円
骨粗しょう症検診	20歳以上	骨密度測定（踵骨超音波法）	男性 2,100円 女性 630円
前立腺がん検診	40歳以上の男性	血液検査	2,310円
乳がん検診	30歳代、40歳代の女性	2方向マンモグラフィー	1,950円
	50歳以上の女性	1方向マンモグラフィー	1,660円
子宮がん検診	20歳以上の女性	子宮頸部細胞診・超音波検査	2,160円
歯科健診	総合健診・レディース健診受診者	歯科健診・歯科相談	無料
風しん抗体検査	S37年4月2日～S54年4月1日生まれの男性	血液検査	無料
エキソコックス症検診 ※5年に一度の実施	18歳以上の総合健診受診者	血液検査	無料

○特定健診：令和6年4月1日現在で40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の方は、無料です。

○後期高齢者健診：令和6年4月1日現在で76歳・80歳・85歳・90歳以降、5歳刻みの年齢の方は、無料です。6か月以上入院している方、介護保険施設に入所されている方は、対象外となります。

○がん検診：令和5年4月1日現在で以下の年齢に該当される方は、無料です。

- ・大腸がん検診～40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の男女
- ・乳がん検診～40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の女性
- ・子宮がん検診～20歳・25歳・30歳・35歳・40歳の女性

○乳がん検診の視触診は行いません。（すべての年代でマンモグラフィー（レントゲン撮影）のみ）

◆個別健診（女満別中央病院 ☎74-2181・東藻琴診療所 ☎66-2611）

＜内容・料金＞ ※対象年齢は集団健診と同様です。

- | | |
|------------------------------------|----------------|
| ①特定健診 | 女満別中央病院：2,840円 |
| | 東藻琴診療所：3,010円 |
| ②後期高齢者健診 | 女満別中央病院：950円 |
| | 東藻琴診療所：1,000円 |
| ③胃がん検診（バリウム検査：女満別中央病院のみ） | 2,860円 |
| ④胃がん検診（胃カメラ検査） | 3,790円 |
| ⑤大腸がん検診 | 500円 |
| ⑥肺がん検診（40歳～64歳） | 690円 |
| ※医師の判断により2方向撮影した場合 940円 | |
| ⑦胸部検診（65歳以上） | 無料 |
| ⑧ピロリ菌検査（30歳以上で1年以内にピロリ菌の除菌をしていない方） | 860円 |

＜お申込み＞ 直接、医療機関へお申込みください。

◆個別健診（網走厚生病院） ※対象年齢は集団健診と同様です。

特定健診 2,840円

＜お申込み＞ 直接、医療機関へお申込みください。（健康推進課 ☎0152-43-3157）

◆人間ドック（網走厚生病院）

＜対象者＞ 30歳以上の大空町国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険加入者

＜料 金＞ 24,310円～27,570円 ※年齢によって差異があります。
詳細はお問い合わせください。また、健診項目に応じて町から一部助成があります。
40～64歳の方は、人間ドックとあわせて脳ドックを受けることができます。
胃がん検診は胃カメラへの変更も可能です。

＜その他＞ 農協組合員の方は、農協より助成があります。農協へ直接お申し込みください。

◆脳ドック（桂ヶ丘クリニック・網走脳神経クリニック・網走厚生病院）

＜対象者＞ 40歳～64歳の方（昨年、一昨年受診された方は対象外となります。）

＜料 金＞ ・桂ヶ丘クリニック【当日結果説明コース】9,900円
【結果郵送コース】 8,250円
・網走脳神経クリニック 8,100円
・網走厚生病院（人間ドックを受ける方限定のオプション）
7,090円

3 子育て支援

① 認定こども園



<問い合わせ先>
役場 福祉課 福祉グループ

保護者が就労している、いないにかかわらず、生後6か月から満5歳児までの乳幼児に教育・保育を一体的に提供する施設です。

施設名	電話	開園日・開園時間
認定こども園めまんべつ	77-3371	・月曜日～金曜日（祝日等を除く） 7時30分～18時30分
認定こども園ひがしもこと	67-6301	・土曜日（祝日等を除く） 8時～17時

一時預かり保育

<問い合わせ先>
認定こども園めまんべつ ☎77-3371
認定こども園ひがしもこと ☎67-6301

保護者の継続的な就労、職業訓練、介護などの場合や傷病、災害・事故、ボランティア活動など緊急・一時的な理由、また保護者の私的理由により、保育が必要と認められるときに一時的に保育を受けることができる制度です。

- 対象者：認定こども園等に通っていない生後6か月から満5歳児までの乳幼児
- 保育場所：認定こども園めまんべつ・ひがしもこと
- 利用料金：4時間未満 600円
4時間以上 1,200円
- ※給食を希望する場合は別途240円
- 申し込み：原則1週間前までに各認定こども園へ申し込みをしてください。

② 広域入所

<問い合わせ先>
役場 福祉課 福祉グループ



保護者の事情などにより町外の保育園、認定こども園を利用することができます。
※入所を希望しても、施設の要件や、空き状況などによっては入所できない場合があります。

③ 託児通所助成

<問い合わせ先>
役場 福祉課 福祉グループ

保護者の就労及び疾病などの理由により保育を必要とする3歳未満児を託児所などに通所させた場合、3歳に達した年度の末日までの分について、託児所に支払った月額利用料を町の基準に基づき助成を行います。

④子どもの施設

児童センター

〈問い合わせ先〉
 役場 福祉課 福祉グループ
 支所 住民福祉課 福祉グループ

児童に健全な遊びを提供することにより、その健康を増進し、または情操を豊かにするとともに、運動に親しむ習慣を形成し、児童の心と身体の健康づくりを目的とした施設です。

開設場所	開設時間等（日曜日・祝祭日は休館）		電話
	月曜日～金曜日	土曜日・小学校の休業日	
めっちゃいんど館	午前9時30分から 午後6時まで	午前8時から 午後6時まで	74-5151

- ◎内容 ◆集団遊び（鬼ごっこ、ボール遊び）、工作、レクリエーション
 ◆子育て相談指導及び子育てサークル等の育成支援
 ◆放課後児童クラブ（詳細については下記「児童クラブ」）



子育て支援センター

子育て家庭における育児不安等についての相談指導、子育てサークルへの支援などを行っています。

開設場所	開設日	開設時間	電話
めっちゃいんど館	月曜日～金曜日 （祝祭日は休業）	午前9時30分から 正午まで	74-5151
のんきっず館		午前10時から 正午まで	66-3453

児童クラブ

放課後、家庭に保護者のいない児童を対象に、遊びを主とした集団活動の場を提供しています。

児童クラブ	設置場所	開設時間等（日曜・祝祭日は休館）		電話
		月曜日～金曜日	土曜日・小学校の休業日	
女満別児童クラブ	めっちゃいんど館	午後1時から 午後6時まで	午前8時から 午後6時まで	74-5151
東藻琴児童クラブ	のんきっず館			66-3453

◎対象児童 小学生

- ◎保護者 ①日中居宅内外で日常の家事以外の労働を常態としていること
 ②妊娠中であるか、出産後2か月以内の期間
 ③疾病、負傷などにより入院加療中の期間



※児童クラブに入会するには、入会申込書と①～③のいずれかに該当する証明が必要です。

⑤子どもの一時預かり

<問い合わせ先>
大空町社会福祉協議会
女満別 ☎75-6021 東藻琴 ☎63-5105

ファミリーサポートセンター

町民が安心して子育てができる環境づくりのため、地域において子育ての支え合いを推進し、児童福祉の向上を図ることを目的とし、育児の援助を受けたい方（利用会員）と援助を行いたい方（援助会員）がお互いの同意の協力により行う事業です。利用にあたっては、会員登録制となります。

○援助活動内容

- ①認定こども園、小学校及び児童館などの開始前・後に子どもを預かること。
- ②認定こども園、小学校及び児童館などへ子どもを送迎すること。
- ③冠婚葬祭や買い物、通院、参観日等の学校行事、就職活動などによる保護者の外出の際に子どもを預かること。
- ④短期間・臨時的な就労の際に子どもを預かること。
- ⑤保護者や他のこどもが病気の際に子どもを預かること。
- ⑥認定こども園、小学校及び児童館などの休日の際に子どもを預かること。

○援助活動場所

援助会員の家庭（※会員同士の同意があれば、利用会員の家庭で行うことができます。）

○対象年齢

生後6か月から小学校3年生まで

○利用料金

利用区分	利用料金（1人あたり）	
	2時間以内30分ごと	2時間を超え30分ごと
平日（月曜日から金曜日）の午前7時から午後7時まで	350円	250円
上記以外	400円	300円

※利用会員が2人以上の子どもの援助を依頼した場合は、2人目以降は利用金額の2分の1の額

※土、日、祝日はお休みですが、会員同士の同意があれば可能です。

⑥各種手当

個人番号利用事務

(表紙裏面参照)

<問い合わせ先>

役場 福祉課 戸籍保険グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

児童手当

中学校修了までの児童を養育している方に支給します。

◎支給月額

児童の年齢	月額
0歳～3歳未満	15,000円
3歳から小学生	10,000円 ※3子以降は15,000円
中学生	10,000円
所得制限額以上の方 ※年齢によらず一律	5,000円
所得上限額以上の方 ※年齢によらず一律	支給無し



◎支給月 6月(2月～5月分)、10月(6月～9月分)、2月(10月～1月分)

児童扶養手当

個人番号利用事務

(表紙裏面参照)

<問い合わせ先>

役場 福祉課 戸籍保険グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

両親がいない家庭、ひとり親家庭、父親または母親が重度の障がい(国民年金の障がい等級が1級程度)の家庭のいずれかの状態にあり、18歳に到達した年度の3月31日までの間にある児童を扶養している方に支給します。

◎支給額 児童1人につき、月額44,140円～月額10,410円、
第2子は10,420～5,210円、第3子以降は6,250～3,130円ずつが
加算されます。

◎支給月 5月(3月～4月分) 11月(9月～10月分)
7月(5月～6月分) 翌年1月(11月～12月分)
9月(7月～8月分) 翌年3月(1月～2月分)

◎その他 所得制限、支給制限があります。

子育て世帯に対するごみ袋支給

<問い合わせ先>

役場 福祉課 戸籍保険グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

子育て世帯に、使用済み紙おむつの処理に要するごみ袋を支給します。

- ◎支給対象者 町内に住所を有する満3歳未満の乳幼児の保護者
- ◎支給方法 出生届出時もしくは転入時に役場で申請してください。ごみ袋(15L)を保護者に支給します。
- ◎支給枚数 180枚(15L)
※申請時のお子さんの月齢により支給枚数は異なります。
※出生から1か月経過するごとに5枚ずつ少なくなります。

特別児童扶養手当

個人番号利用事務
(表紙裏面参照)

<問い合わせ先>
役場 福祉課 福祉グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

身体障がい者手帳または療育手帳の交付を受けているうち支給条件を満たす20歳未満の児童を養育している方に支給します。

- ◎支給額 月額 児童1人につき、1級 53,700円 2級 35,760円
- ◎支給月 4・8・11月(8月~11月分)
- ◎その他 所得制限、支給制限があります。

特別障がい者手当

個人番号利用事務
(表紙裏面参照)

<問い合わせ先>
役場 福祉課 福祉グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

20歳以上の在宅の方で、法律などで定める障がいが2つ以上重複する場合など、日常において常時特別の介護を必要とする方に、特別障がい者手当を支給します。

- ◎支給額 月額 27,980円(支給額は改定される場合があります)
- ◎支給月 5月、8月、11月、2月の年4回
- ◎その他 所得制限、支給制限があります。

障がい児福祉手当

個人番号利用事務
(表紙裏面参照)

<問い合わせ先>
役場 福祉課 福祉グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

20歳未満の在宅の方で、法律などで定める重度の障がいの状態にあるなど、日常において常時介護を必要とする方に、障がい児福祉手当を支給します。

- ◎支給額 月額 15,220円(支給額は改定される場合があります)
- ◎支給月 5月、8月、11月、2月の年4回
- ◎その他 所得制限、支給制限があります。

4 医療



①国民健康保険

国民健康保険

個人番号利用事務
(表紙裏面参照)

〈問い合わせ先〉
役場 福祉課 戸籍保険グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

◎国保の加入対象者

社会保険、共済組合などに加入していない方は、全員国民健康保険に加入することになります。

◎手 続 き (加入、脱退ともに 14 日以内に届出してください。)

1) 加 入

- ①社会保険などを脱退したことを証した書類、印鑑を持参のうえ、手続きをしてください。
- ②他市町村から転入したときは、住民登録に併せて手続きをしてください。

2) 脱 退

社会保険などに加入、他市町村に転出するときは、直ちに国民健康保険被保険者証、印鑑、社会保険などに加入したことを証した書類を持参の上、手続きをしてください。

◎国民健康保険税

1年間の保険税額は、国民健康保険に加入している個人の所得に応じた所得割、国民健康保険に加入している人数に応じた均等割、世帯ごとの平等割の3つを合計したものと75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度への支援金分を同様に算出した合計です。

また、40歳以上65歳未満の加入者には、介護納付金分を所得割、均等割、平等割を同一方式で算出し合計します。

◎保険税の納付方法

1年間の国民健康保険税は、7月から翌年2月までの8回に分けて納付していただきます。

税率などについては、ホームページを参照いただくか、お問い合わせください。

世帯主が国保に加入しており、国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯は、次の全てに該当する場合、世帯主の年金より天引き（特別徴収）されます。

- ・世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合

世帯主の介護保険料が年金から天引きされており、介護保険料と国民健康保険税を合わせた額が、年金額の1/2を超えない場合

※年金から天引きしない場合（普通徴収）は、口座振替の手続きをしてください。

※雇い止めなどで職を失った方（公共職業安定所で雇用保険の手続きをしている方）が、在職中と同程度の保険税負担で医療保険に加入できるよう、国民健康保険税が軽減となる場合があります。

◎国保の給付内容

1) 療養の給付

病気やけがなどで診療を受けるときは、医療機関の窓口で被保険者証を提出すると、医療費の一部を自己負担として病院に支払い、残りは国保が負担します。

◆自己負担割合

義務教育就学前	2割
義務教育就学後から70歳未満	3割
70歳以上75歳未満	2割（現役並み所得者については3割）

2) 医療費の支給

次のような場合には、全額自己負担で支払った後で、国保の窓口へ申請し、審査で決定されると自己負担分を除いた額が払い戻されます。

- ・旅行など、やむを得ない理由で、保険証を持たずに診療を受けたとき。
- ・骨折などで柔道整復師の施術を受けたとき。
- ・医師が必要と認めた、コルセットなどの治療装具代を支払ったとき。

3) 高額療養費の支給

1か月に医療機関で支払った自己負担額が、世帯の限度額を超えた時に支給されます。あらかじめ国保の担当窓口で「限度額適用認定証」を申請し、医療機関の窓口に掲示することで、窓口での支払いが限度額までになります。（非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」）

◆70歳未満の人の自己負担限度額（所得によって次の5つに区分されます）

所得区分		自己負担限度額（月額）	4回目以降
ア	基準総所得額	901万円超 252,600円＋ (かかった医療費－842,000円)×1%	140,100円
イ		600万円超～901万円以下 167,400円＋ (かかった医療費－558,000円)×1%	93,000円
ウ		210万円超～600万円以下 80,100円＋ (かかった医療費－267,000円)×1%	44,400円
エ		所得が210万円以下 57,600円	44,400円
オ		住民税非課税世帯 35,400円	24,600円

※基準総所得額・・・前年の総所得金額－基礎控除43万円

※住民税非課税世帯・・・同一世帯の世帯主および国保被保険者が非課税

※70歳から75歳未満の方の自己負担限度額は、後期高齢者医療制度「外来・入院の自己負担限度額」を参照してください。

4) 出産育児一時金支給…… 国保加入者が出産したとき50万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関などで出産した場合は48万8千円）を支給します。

5) 葬祭費の支給…… 国保加入者が死亡したとき3万円を支給します。

◎交通事故などにあつたとき

交通事故など、第三者から傷病を受けたときも、届出をすれば国保で医療機関にかかることができます。その際には、かならず福祉課戸籍保険グループまたは住民福祉課福祉グループに連絡のうえ、「第三者行為による傷病届」を提出してください。

ただし、示談を済ませたり、勤務中や通勤途中の事故、飲酒運転などの不法行為の場合には、国保は使えません。

②後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度

個人番号利用事務
(表紙裏面参照)

<問い合わせ先>

北海道後期高齢者医療広域連合
(☎011-290-5601)
役場 福祉課 戸籍保険グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

◎対象者

- ・75歳以上の方
- ・65歳以上から74歳までの方であつて一定の障がいがある方

◎手続き

加入手続きは必要ありません。ただし、65歳以上74歳までの方であつて一定の障がいがある方については、障がい者手帳、印鑑を持参のうえ、手続きをしてください。

◎保険料

- ◆保険料は、原則として年金から徴収されます。(ただし、所得や年金の支給額などにより納付書で納める場合があります。納付書で納める方は7月～翌年2月までの8回に分けて納めます。)
- ◆令和5年度の保険料

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{均等割 (1人あたりの額)}} \\ 51,892 \text{ 円} \end{array} + \begin{array}{l} \boxed{\text{所得割 (所得に応じた額)}} \\ (\text{所得} - 43 \text{ 万円}) \times 10.98\% \end{array} = \begin{array}{l} \boxed{\text{保 険 料}} \\ (\text{限度額 } 66 \text{ 万円}) \end{array}$$

- ◆所得の低い方については、保険料(均等割)が軽減されます。軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割
43万円+(29万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割
43万円+(53.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割

- ◆被用者保険の被扶養者だった方は、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減になります。

(所得の状況により、均等割の軽減割合が7割に該当することがあります。)

◎自己負担額

医療機関の窓口で支払う負担割合は、次のとおりです。

負担割合	要件
3割	住民税の課税所得 ^{※1} 145万円以上の被保険者と、同一家庭にいる被保険者の方
2割	住民税課税世帯で同一世帯に課税所得28万円以上の被保険者の方がいる場合に、「年金収入＋その他の合計所得 ^{※2} 」が <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が1人の世帯→200万円以上の方 ・被保険者が2人以上の世帯→320万円以上の方
1割	住民税課税世帯で、2割の要件に該当しない方 もしくは、住民税非課税世帯の方または老齢福祉年金を受給している方

※1 「課税所得」とは、収入の額から各種控除や必要経費を除いた後の額です。

※2 「その他の合計所得」とは、年金所得以外の所得の合計額となります。また、給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

◆負担割合が3割の方の中で、下記のいずれかに該当する方は、役場又は総合支所で申請すると、原則翌月1日から負担割合が「1割」または「2割」となります。

被保険者が1人の世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の収入が383万円未満 ・被保険者と同一世帯の70～74歳の方の収入の合計額が520万円未満
被保険者が2人以上の世帯	・被保険者の収入の合計額が520万円未満

外来・入院の自己負担限度額（標準負担額）

所得要件		限度額（個人単位外来）	限度額（世帯単位入院含む）
課税所得 690万円以上	【現役Ⅲ】	252,600円＋（医療費-842,000円）×1% 〈多数回140,100円〉	
課税所得 380万円以上 690万円未満	【現役Ⅱ】	167,400円＋（医療費-558,000円）×1% 〈多数回93,000円〉	
課税所得 145万円以上 380万円未満	【現役Ⅰ】	80,100円＋（医療費-267,000円）×1% 〈多数回44,400円〉	
◎自己負担額「負担割合2割」の要件に該当する方	【一般Ⅱ】	18,000円 〈年間の上限144,000円〉	57,600円 〈多数回44,400円〉
住民税課税世帯で、 【一般Ⅱ】に該当しない方	【一般Ⅰ】		
住民税非課税	【区分Ⅱ】	8,000円	24,600円
住民税非課税	【区分Ⅰ】		15,000円

※ 過去12ヶ月以内に3回以上、限度額に達した場合は、4回目から「多数回」該当になります。

※ 療養型病床に入院する場合は、食事標準負担額の他に生活療養標準負担額を支払います。

◆限度額適用・標準負担額の減額

- ・ 3割負担で所得要件【現役Ⅰ】と【現役Ⅱ】に該当する方は、申請により自己負担額が減額になり、高額医療費の支給の際に適用されます。
- ・ 1割負担で住民税非課税世帯に属する受給対象者の方は申請により自己負担額が減額になり、高額医療費の支給の際に適用されます。

区分Ⅰ：住民税非課税世帯で、世帯全員の所得が0円
（年金収入のみで年収80万円以下の方）

区分Ⅱ：住民税非課税世帯であり、低所得Ⅰに該当しない方

なお、上記の対象となる方は医療機関窓口において「限度額適用認定証」（【現役Ⅰ】、【現役Ⅱ】の方）または、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（【区分Ⅰ】、【区分Ⅱ】の方）が必要になりますので福祉課戸籍保険グループまたは住民福祉課福祉グループで手続きをしてください。

◆高額介護合算療養費

同じ世帯の後期高齢者医療の被保険者において、医療保険の自己負担額と介護保険サービスの利用者自己負担額がある場合は、年単位（8月1日から翌年7月31日の1年間）での限度額を超えた額が高額介護合算医療費として後から支給になります。

【自己負担額】

区分		所得要件	合算後の限度額
現役並み 所得者	現役Ⅲ	課税所得 690万円以上	212万円
	現役Ⅱ	課税所得 380万円以上 690万円未満	141万円
	現役Ⅰ	課税所得 145万円以上 380万円未満	67万円
一 般	一般Ⅱ	「年金収入十年金以外の合計所得金額」が ・被保険者が1人の世帯→200万円以上 ・被保険者が2人以上の世帯→320万円以上	56万円
	一般Ⅰ	住民税非課税世帯で、一般Ⅱに該当しない	
低 所 得	区分Ⅱ	住民税非課税世帯	31万円
	区分Ⅰ		19万円

③医療費助成

重度心身障がい者医療費助成

<問い合わせ先>

役場 福祉課 戸籍保険グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

◎対象者

- 身体障がい者手帳1級、2級の方及び内部障がい3級の方（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の機能の障がいに限る）
- 療育手帳のA判定の方及び重度の知的障がいと医師の診断を受けた方
- 精神障がい者保健福祉手帳の1級に該当する方

※一定の所得を超えている方は助成の対象となりません。

◎助成の範囲

1. 町民税非課税世帯の方 2. 中学生修了までの方	全額助成
上記以外の町民税課税世帯の方	1割の1/2を自己負担。

※精神障がい者保健福祉手帳1級に該当する方の入院に係る医療費は助成対象外となります。

子ども医療費助成

<問い合わせ先>

役場 福祉課 戸籍保険グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

対象者	助成範囲	摘要
中学生までの子ども	医療機関に支払った自己負担額	保険給付とならない差額ベッド、容器代、文書代、検診などは助成の対象となりません。

※ 令和5年4月1日から所得制限を撤廃しました。

ひとり親家庭等医療費助成

<問い合わせ先>

役場 福祉課 戸籍保険グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

◎対象者

母子家庭や父子家庭及び両親のいない18歳未満（就学などにより引き続き扶養される場合は20歳未満）の児童がいる家庭であって一定所得以下の世帯

◎手続き

健康保険証、戸籍謄本、印鑑を持参の上、手続きをしてください。

未熟児養育医療費助成

<問い合わせ先>

役場 福祉課 戸籍保険グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

入院を必要とする重症未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行います。ただし、保護者の所得に応じ一部自己負担があります。

不育症治療費助成

＜問い合わせ先＞
役場 福祉課 健康介護グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

◆大空町の助成

2回以上の流産、死産又は早期新生児死亡の既往がある方が対象となります。

◎対象の検査・治療

不育症の因子を特定するための検査（子宮形態検査、染色体検査、内分泌検査、抗リン脂質抗体検査、凝固因子検査）及び検査の結果に基づく治療になります。

◎助成額・回数

1回の検査・治療につき10万円を限度として助成します。

◎その他

北海道の不育症治療費助成を受けている方は、その決定通知書が必要です。

◆北海道の助成 ＜問い合わせ先＞北海道オホーツク総合振興局（☎0152-41-0603）

2回以上の流産、死産又は早期新生児死亡の既往がある方が対象となります。

不育症の因子を特定するための検査及び治療に要した費用に対し、助成します。

不妊治療費助成

＜問い合わせ先＞
役場 福祉課 健康介護グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

不妊治療しなければ、妊娠の見込みがないか極めて少ないと医師に診断され、実際に治療を受けており、治療開始の妻の年齢が43歳未満の方が対象となります。

◎対象の治療 タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精、男性不妊治療の手術

◎助成額・回数 1回の治療にあたり不妊治療費用から高額療養費を除いて、10万円を限度として2分の1を助成（1年度中2回まで）

その他の医療費助成

詳しくは 北海道オホーツク総合振興局
（☎0152-41-0603）へ

◎小児慢性特定疾患医療費助成

18歳未満（一部疾患によっては20歳未満）の児童で、保険診療で支払う自己負担額を助成します。

【対象となる病名】

- ◆ 悪性新生物、糖尿病、先天性代謝異常、血友病……18歳未満対象
- ◆ 腎疾患、ぜんそく、心疾患………20歳未満対象

◎特定疾患治療費助成

病気の原因が不明で、治療方法も確立していない困難な病気になったときは、入院、通院の医療費の自己負担額の一部を助成します。

5 高齢者

①介護保険

個人番号利用事務
(表紙裏面参照)

<問い合わせ先>
役場 福祉課 健康介護グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

◎対象者

65歳以上の方(第1号被保険者)と40歳から64歳の医療保険に加入している方(第2号被保険者)が介護保険に加入します。

◎保険料

令和3年度から令和5年度までの基準額は、月額5,000円です。

◎65歳以上の方(第1号被保険者)

- ① 第1号被保険者の保険料は所得に応じた額となります。
- ② 第1号被保険者で年金額が一定金額以上の方は、年金の定期支払い(年6回)の際に介護保険料があらかじめ差し引かれます。

◎40歳から64歳の方(第2号被保険者)

- ① 第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険によって異なります。
- ② 第2号被保険者は、現在加入している医療保険料と併せて支払います。

②地域包括支援センター

<問い合わせ先>
【地域包括支援センター】
役場 福祉課 健康介護グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

寝たきり、認知症などで介護を必要とする状態になったり、常時の介護までは必要ないが、家事や身支度など、日常生活に支援が必要な状態になったときは、地域包括支援センターへご相談ください。

◎相談受付時間

月曜日から金曜日(祝日除く)の午前8時45分から午後5時30分

◎ご相談について

問い合わせ先の地域包括支援センター 役場 福祉課 健康介護グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ までご相談ください。

◎地域包括支援センターの役割

- ・介護予防事業のマネジメント
- ・介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援
- ・被保険者に対する虐待防止、早期発見等の権利擁護事業
- ・支援困難ケースの対応などケアマネージャーへの支援

介護予防マネジメント

要介護にならないように介護予防支援を行います。



総合相談支援

必要なサービスや制度を紹介します。



権利擁護

成年後見制度の活用促進や高齢者虐待への対応などを行います。



ケアマネジメント支援

包括的・継続的なケアマネジメントが行われるよう、地域のケアマネージャーの相談等後方支援をします。



◎介護保険サービスを利用するまでの流れは、23～24ページをご覧ください。

■介護保険のサービスを利用するまでの流れ

介護保険のサービスが必要になったら・・・

施設入所や在宅サービス（ヘルパー・デイサービス・デイケア・福祉用具・住宅改修など）を利用したい時は・・・

① 申請

大空町役場 福祉課
健康介護グループ、
又は東藻琴総合支所
住民福祉課福祉グループへ「要介護・要支援認定」の申請をします。

申請に必要なもの

- ・印かん（要介護・要支援認定申請書は役場・総合支所にあります）
- ・介護保険被保険者証（第1号被保険者：65歳以上の場合）
- ・健康保険被保険者証（第2号被保険者：※40～64歳の場合）
※該当となる病名が決められていますので、ご相談ください。



認定の有効期間内に 心身の状況が変化したら・・・？

再審査を求める「区分変更申請」を行うことが可能です。役場または総合支所担当課にご相談ください。



⑨ 更新の申請

介護認定の有効期間は6か月～4年間です。引き続きサービスを利用したい場合は認定の更新手続きが必要です。期限が近づいた方には役場または総合支所からご連絡します。



⑧ 在宅サービスの利用開始

サービス事業所と契約を行います。介護・介護予防サービス計画書に基づいてサービスを利用します。

- ※サービス費用は一定割合（1割 ※ 2割・3割の場合もあります）が利用者負担となります。役場または総合支所より「負担割合証」が交付されますのでご確認ください。
- ※サービス利用の変更は、担当のケアマネジャーにご相談ください。

② 認定調査

役場・総合支所担当課の保健師または認定調査員が訪問し、心身状況の調査を行い、全国共通の調査票に沿ってどのくらいの介護が必要かを調査します。《一次判定》

※主治医意見書作成のための受診が必要となります

③ 審査・判定

訪問調査の結果や主治医の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家が全国一律の基準により審査・認定します。《二次判定》

④ 非該当 (自立)

地域支援事業等の介護予防・福祉サービスが受けられる場合があります。役場または総合支所担当課にご相談ください。

⑤ 在宅サービスの利用を希望される場合

要支援1・2の認定を受けた方は地域包括支援センターで、要介護1～5の認定を受けた方は居宅介護支援事業所でサービスの調整を行います。
(事業所は51ページのリストをご参照ください)

④ 認定

原則として、申請から30日以内に認定結果が通知されます。

⑤ 施設入所を希望される場合

役場または総合支所担当課にご相談ください。

認定結果に「不服」がある場合

再審査を求めることが可能です。
役場または総合支所担当課へお申し出ください。



⑦ サービス担当者会議

本人、家族、ケアマネジャー、役場保健師、サービス事業所担当者等が集まり、打ち合わせます。

⑥ 介護・介護予防サービス計画書の作成及び契約

居宅介護支援事業所または地域包括支援センターと契約し、担当ケアマネジャーにサービス計画書の作成を依頼します。
⇒ケアマネジャーと本人・家族が相談し、サービス計画書を作成します。

③認知症カフェ

<問い合わせ先>
役場 福祉課 健康介護グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

無理なく運動したり、お茶を飲みながら認知症等の学習や相談ができる認知症カフェを開催しています。

- ◎対象者：どなたでも参加できます。
- ◎準備する物：動きやすい服装
- ◎時間：午後1時30分～午後3時まで
- ◎実施時期：各会場 月に1回
- ◎会場：【メルヘンカフェ】女満別老人福祉センター
【はなそのカフェ】シルバーハウジング集会室
【のんき～カフェ】ふれあいセンターフロックス



④いきがづくり

ふれあい交流会

<問い合わせ先>
大空町社会福祉協議会

(女満別☎75-6021・東藻琴☎63-5105)

(両地区)

ひとり暮らし高齢者、高齢夫婦世帯の親睦と交流を図ります。

- ◎対象者：ひとり暮らし、高齢夫婦世帯のお年寄り
- ◎内容：近隣観光地巡り、昼食など



ときめきサロン

<問い合わせ先>
大空町社会福祉協議会

(女満別☎75-6021)

(女満別地区)

高齢者の閉じこもり予防と交流の場として高齢者サロンを開催します。

- ◎実施時期・会場：おおむね月1回（女満別老人福祉センターあるいは女満別研修会館）
*時期・会場については、内容によって変わります。

- ◎対象者：おおむね65歳以上の方
- ◎内容：レクリエーション・外出・昼食会
- ◎利用料：原則500円（内容により変動することがあります）

老人クラブ

<問い合わせ先>
大空町社会福祉協議会

(女満別☎75-6021・東藻琴☎63-5105)

老人クラブでは、地域の高齢者が自主的に集まり、交流を深めながらスポーツ、レクリエーション、社会奉仕活動、教養活動などの幅広い活動を行っています。老人クラブには、60歳以上であればどなたでも参加できます。

- ◎加入方法 最寄りの地区老人クラブの会長に直接申し込んでください。

ボランティア活動

<問い合わせ先>
大空町社会福祉協議会

(女満別 ☎75-6021・東藻琴 ☎63-5105)

ボランティア活動について知りたい、ボランティア活動をしたい方のご相談をお受けしています。

高齢者就労センター

<問い合わせ先>
大空町社会福祉協議会

(女満別 ☎75-6021・東藻琴 ☎63-5105)

高齢者の蓄積された経験、能力を活かし、自らの生きがいつくりと社会参加を希望する方々の就業機会の増大を図り、社会福祉の増進、活力のある地域社会づくりに寄与することを目的としています。

◎対象者：おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方

⑤生活支援

見守りネット事業

<問い合わせ先>

役場 福祉課 健康介護グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ
社会福祉協議会

長年住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように「見守りネット事業」を女満別・東藻琴両地区で実施しています。

65歳以上の単身・高齢者のみ世帯等を対象に、専門の訪問員（ふれあい訪問員）が戸別訪問し、日常生活での困りごとなどを把握し、各種サービス（配食、福祉有償運送サービスなど）の紹介を行います。

緊急通報用電話機の貸与

<問い合わせ先>

役場 福祉課 健康介護グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

65歳以上の単身世帯で緊急時の行動が困難な方および身体障がいのある方などに緊急通報用電話機を貸与し、緊急通報受信センターと電話回線で接続することによって、急病および災害など緊急の事態が発生した場合に迅速かつ適切な救援体制をとることにより、高齢者などの生活不安の解消および人命の安全を確保します。

配食サービス

<問い合わせ先>
大空町社会福祉協議会

(女満別 ☎75-6021・東藻琴 ☎63-5105)

定期的に居宅を訪問し、女満別地区で週3回（月・水・金）、東藻琴地区で週2回（火・金）の食事提供を行っています。

利用料……1食当たり 350円

◎対象者：70歳以上のひとり暮らしまたは80歳以上の夫婦世帯で食事づくりが困難な場合、その他障がいのある方で食事づくりが困難な場合も含まれます。

◎ご利用希望は、随時受け付けています。

タクシー券の交付

＜問い合わせ先＞
役場 福祉課 福祉グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

在宅の高齢者や重度の心身障がいのある方の外出機会の創出、生きがいつくり、買い物などを支援するため、2種類のタクシー券を交付し、タクシー利用運賃の一部を町が負担します。

【対象者】

- ①年度内に75歳以上となる方
- ②身体障がい1級・2級または内部障がい3級の身体障がい者手帳をお持ちの方
- ③知的障がいA判定の療育手帳をお持ちの方
- ④精神障がい1級の精神障がい保健福祉手帳をお持ちの方

【タクシー券の種類】

- ①福祉タクシー券・・・1枚あたり初乗運賃相当額を町が負担するタクシー券を年間9枚（町民税所得割非課税世帯に属する方は18枚）交付します。
- ②外出支援タクシー券・・・3,000円までの運賃のうち初乗運賃を超える金額を町が負担するタクシー券を年間7枚（町民税所得割非課税世帯は14枚）交付します。

除雪サービス

＜問い合わせ先＞
役場 福祉課 福祉グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

在宅の高齢者や障がいのある方が、通院や買い物などの外出時をはじめ日常生活を営む上で支障となる道路に面した出入口部分（間口）と玄関先までの通路部分（敷地内）を除雪する事業です。

【対象者】

町民税所得割非課税世帯に属しており、下記のいずれかに該当する方です。

- ①65歳以上の単身世帯
- ②65歳以上の方と60歳以上の方とで構成される世帯
- ③身体障がい者手帳の交付を受けている方のみで構成される世帯
- ④身体障がい者手帳の交付を受けている方と60歳以上の方とで構成される世帯

【サービスの種類】

- ①日常生活を営む上で支障または危険がある場合、必要最低限度の範囲の除雪を行うために必要な人材を派遣します。
- ②対象者が自ら民間事業者を活用して行う居宅の除雪に要する費用の一部を助成します。

福祉有償運送サービス

介護保険認定を受けた要介護者（要支援者含む）や障がい者手帳等の交付を受けている方で、タクシーなどの公共交通機関によっては、十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、福祉有償運送サービス事業が認められています。

福祉有償運送サービスの利用料金は、実費の範囲内で、営利と認められない範囲の料金となっています。

【事業実施団体（連絡先）】

大空町社会福祉協議会（女満別 ☎75-6021・東藻琴 ☎63-5105）

女満別福祉会（☎74-2555）

夢の樹オホーツク（☎0152-61-5232）

あくあ（☎0152-67-4686）

⑥ 在宅介護

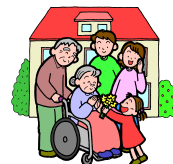
在宅寝たきり老人等介護手当

〈問い合わせ先〉
役場 福祉課 健康介護グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

在宅の寝たきり高齢者または認知症高齢者、在宅の寝たきり重度心身障がい者および在宅の寝たきり特定疾患患者の介護者に、在宅寝たきり老人等介護手当を支給します。

支給額 月額5,000円（毎年9月、3月に支給）

その他 支給制限があります。



寝たきり老人等入浴サービス事業

〈問い合わせ先〉
役場 福祉課 健康介護グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

寝たきりなどで自宅での入浴が困難な方に、通所入浴サービス事業を行うことにより在宅生活を支援します。

利用料 1,000円/回

介護用品給付事業

〈問い合わせ先〉
役場 福祉課 健康介護グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

要介護4または5に相当する方を介護する家族（町民税非課税世帯）に、紙おむつなどの介護用品を給付することにより在宅生活を支援します。

高齢者等介護世帯応援ごみ袋支給

〈問い合わせ先〉
役場 福祉課 福祉グループ
健康介護グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

在宅介護で使われた紙おむつの処理に要するごみ袋（15L）を支給します。

◎支給対象者 町内に住所を有し、常時紙おむつを使用している次のいずれかに該当する方を在宅で介護する方（町民税非課税世帯に限る）

・65歳以上の方 ・身体障がい者手帳、療育手帳の交付を受けている方

◎支給方法 役場又は総合支所で申請してください。

◎支給枚数 最大50枚/年度（申請月により支給枚数が異なります）

在宅介護機器の貸し出し

〈問い合わせ先〉
大空町社会福祉協議会
女満別（☎75-6021）
東藻琴（☎63-5105）

寝たきり高齢者等に、日常生活を容易にするため車いす等の介護機器の無料貸し出しを行います。

⑦ 老人福祉施設

特別養護老人ホーム

<問い合わせ先>

女満別ドリーム苑 (☎74-2555)
東藻琴福寿苑 (☎66-3314)

おおむね65歳以上の方で、身体、精神上著しい障がいがあるため常時介護を必要（いわゆる寝たきり状態またはそれに準ずる）とし、在宅で適切な介護を受けることが困難な方で原則要介護3以上の方が入所できる施設です。費用は、入所者の介護度により異なります

施設名	住 所	電 話	定 員
特別養護老人ホーム 女満別ドリーム苑	女満別西4条5丁目4番10号	74-2555	60名
特別養護老人ホーム 東藻琴福寿苑	東藻琴387番地の8	66-3314	60名

生活支援ハウス

<問い合わせ先>

役場 福祉課 健康介護グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

◆利用対象となる方

大空町に住所を有する原則60歳以上の、次の①～③いずれかに該当する方で、独立して生活することに不安がある方。

- ① ひとり暮らしの方
- ② 夫婦のみの世帯の方
- ③ 家族による援助を受けることが困難な方

なお、食事の提供を希望される方は、福祉会と個人契約になります。詳細は各地区の福祉会へお問い合わせください。

施設名	住 所	電話番号	定 員	
女満別生活支援ハウス ドリーム苑 なごみ	女満別西4条5丁目 4番10号	74-5750	単身用（12室）	12名
			2人用（5室）	10名
東藻琴生活支援ハウス 悠久の里	東藻琴383番地の 29	66-3307	単身用（10室）	10名
			2人用（2室）	4名

認知症高齢者グループホーム

<問い合わせ先>

グループホームひかり館 (☎74-4321)

グループホームは9人ほどの少人数で、できるだけ家庭に近い環境で共同生活を送ります。

◆利用対象となる方

おおむね65歳以上の中程度の認知症高齢者であって、次に該当する方

- ① 介護保険被保険者であり、要介護状態にある方
- ② 家庭環境などにより、家庭での介護が困難な状態である方
- ③ おおむね身体の自立ができており、共同生活を送ることに支障のない方

老人福祉センター

<問い合わせ先>
役場 福祉課 健康介護グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

女満別老人福祉センター

- ◆所在地
女満別西4条5丁目4番13号（電話番号74-2362）
- ◆施設の開館時間
午前9時～午後9時まで
- ◆施設の休館日 毎週火曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

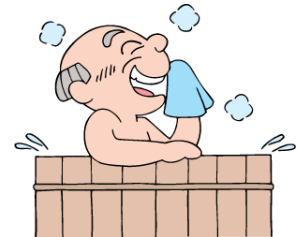
東藻琴老人福祉センターふれあいセンターフロックス【天然温泉の入浴施設】

- ◆所在地
東藻琴387番地の9（電話番号66-2070）
- ◆施設の開館時間（入浴施設は除きます）
午前8時45分～午後9時まで
- ◆入浴施設の開館時間
午前11時～午後10時まで（入浴の受付時間は午後9時まで）
- ◆入浴施設の休館日 毎週木曜日・定期清掃日・元旦（1月1日）

（フロックス入浴料金等）

区分	入浴料	回数券(12枚綴り)
大人(12歳以上)	490円	4,900円
中人(6歳以上12歳未満)	150円	1,500円
小人(6歳未満)	80円	800円

※ボディソープ・シャンプーは、備え付けてあります。
※フェイスタオル、バスタオルはご持参いただくか、購入してください。



入浴料金軽減証明書

次の入浴施設において、要件に該当する方は入浴料金の減免があります。

入浴の際に町が発行する証明書を受付に提示してください。

◎入浴施設 女満別農業構造改善センターひまわり温泉、ふれあいセンターフロックス、芝桜公園（芝桜の湯）

●減免の対象となる方（大空町在住者）

- ・年度内に60歳以上となる方
- ・身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちの方
- ・生活保護世帯の方

●減免となる入浴料金

- ・大人（12歳以上） 490円→150円
- ・中人（6歳以上12歳未満） 150円→80円
- ・小人（6歳未満） 80円→無料

⑧ 権利擁護

成年後見制度

＜問い合わせ先＞

大空町成年後見支援センター（大空町社会福祉協議会内）

（女満別 ☎75-6021・東藻琴 ☎63-5105）

詳しくは 釧路家庭裁判所網走支部へ

■ 後見制度とは

認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など、判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法的行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあう恐れがあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し支援するのが成年後見人制度です。

1. 法廷後見制度

法定後見制度には「後見」「保佐」「補助」の3つに別れており、判断力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。

後見は、判断能力が常に欠けて日常の買い物も一人では難しい場合、保佐は、判断能力が著しく不十分で、重要な契約が一人ではできない場合、補助は判断能力が不十分で、重要な財産の管理を一人ではできない場合に選択されます。

2. 任意後見制度

本人に十分な判断力があるうちに将来判断能力が不十分になった場合に備えてあらかじめ自ら選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護、財産管理、身上監護の事務について代理権を与える「任意後見契約」を公証人の作成する公正証書で結んでおくことができます。そして、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督の下で任意後見人による保護を受けることを可能にするのが『任意後見制度』です。

3. 適切な保護者の選任が可能

本人の保護体制を充実するために、家庭裁判所が事案に応じて適切な保護者（成年後見人・保佐人・補助人）を選べるようにしています。そのうえ、保護者を複数選んだり、法人を選ぶことも可能になりました。また、保護者を監督する成年後見監督人などが選任されることもあります。

4. 成年後見登記制度

禁治産宣告などの戸籍への記載に代えて、成年後見人などの権限及び任意後見契約の内容などを登記して公示する成年後見登記制度としています。

5. 身寄りのない方の保護

身寄りがいないなどの理由で、申立をする人（※）がいない方の保護を図るため、市町村長に法定後見（後見・保佐・補助）の開始の審判の申立権を与えています。

（※）申立ができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族などです。

■ 成年後見登記制度とは

成年後見登記制度は、成年後見人などの権限や任意後見契約の内容などをコンピュータ・システムによって登記し、登記官が登記事項を証明した登記事項証明書（登記されていないことを含む。）を発行することによって登記情報を開示する制度です。

日常生活自立支援事業

<問い合わせ先>

大空町社会福祉協議会

(女満別 ☎75-6021・東藻琴 ☎63-5105)

(1) 利用者

認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など、判断能力が不十分な方

(2) 援助の内容

福祉サービスの利用（申込み手続きの同行や代行）や日常金銭管理（税金、公共料金、家賃の支払い、日常生活に要する預貯金の払い出し）など、日常生活の支援を中心とした事業内容です。

(3) 実施体制

- ・実施主体：北海道社会福祉協議会
- ・事業の一部委託：大空町社会福祉協議会（利用に係わる相談、利用申請の受付、実際の日常的援助など）専門員の配置：相談や調査、利用者の支援計画策定などの業務担当
- ・生活支援員：実際に利用者を訪問して情報提供や相談、日常的な金銭管理などを行う

(4) 利用手続き

- ・本人と社会福祉協議会とで具体的な援助内容を明確にした契約を結ぶことが必要です。
- ・判断能力が著しく低下している場合などは、利用できません。（上記契約をするためには、本人に一定の判断能力が必要です。）
- ・成年後見制度による成年後見人などが選任されていて、その成年後見人などとの間で契約を締結すれば利用可能です。

(5) 利用料 相談費用は、無料です。

生活支援員が行う定期訪問や預貯金の払い出しなどの日常的援助に要する費用は、本人負担（1回1時間程度で1,200円）です。生活保護者世帯は、無料です。

シルバー110番

<問い合わせ先>

高齢者総合相談センター

(☎011-251-2525)

- ・開設日 月～金曜日 ※ただし、祝日・年末年始（12/28～1/3）は除く。
- ・受付時間 午前9時～午後5時
- ・相談料 無料

◆利用できる方◆

高齢者についての心配ごとや悩みを抱える方であれば、どなたでも相談できます。

◆サービスの内容

- ◎一般相談 本人や家族の悩み、心配ごとや生きがい活動等、生活全般にわたる相談
- ◎専門相談 医療、年金、法律等の専門的な相談

6 障がい者

①障がい者手帳

＜問い合わせ先＞
役場 福祉課 福祉グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

身体障がい者手帳

個人番号利用事務
(表紙裏面参照)

目、耳、手、足、内臓などに一定程度以上の永続する障がいを有する方に対し、その程度により1級から6級までの身体障がい者手帳が交付されます。

療育手帳

おおむね18歳までにあらわれた知的障がいを有する方に対し、その程度により手帳が交付されます。

◎ 療育手帳は、A判定、B判定の区分があります。

A判定…障がい程度が重度です。(おおむねIQ35以下)

B判定…障がい程度が中度または軽度です。(おおむねIQ36～75以下)

【手続き】 児童相談所、総合相談所の判定が必要になりますので、事前にご相談ください。

精神障がい者保健福祉手帳

個人番号利用事務
(表紙裏面参照)

何らかの精神障がいにより、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に対し、その程度により1級から3級まで手帳が交付されます。



②障がい福祉サービス

＜問い合わせ先＞
 役場 福祉課 福祉グループ
 支所 住民福祉課 福祉グループ

障がい福祉サービス制度

個人番号利用事務

(表紙裏面参照)

障がい者総合支援法に基づく制度は、障がいのある方や難病をお持ちの方ができるだけ自立した生活がおくれるように支援し、すべての方が住みなれた地域で安心して暮らせる社会を実現していくための仕組みです。

主なサービスは、次のとおりです。

サービス等	内 容
訪問系サービス	身体介護、家事援助、外出時の介護 など
日中活動系サービス	創作的活動、機能訓練、就労訓練、一時預かり など
居住系サービス	グループホームなどの共同住宅での訓練、施設入所 など
児童系サービス	日常生活における基本動作などの訓練、放課後や長期休暇中の支援
自立支援医療	更生医療：障がいの程度を軽くしたり、機能の回復を図ることを目的とした医療の実施 育成医療：身体障がいを持つもしくは疾患を放置すると将来において障がいを残すが、手術などにより生活の能力を得るため、18歳未満の児童に対し、必要な医療の実施 精神障がい者通院医療 ：通院により精神医療を継続的に要する方が、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療の実施
補装具	身体障がい者の身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替するための用具の購入費または修理費の補助
地域生活支援事業	相談支援、成年後見制度申請費用の補助、手話通訳者の派遣、日常生活の便宜を図るための用具購入費などの補助、外出支援 など

※所得に応じて、自己負担額が決まるため、給付対象にならないこともあります。

※障がいの状況により、受けることのできないサービスがあります。

※身体障がいのある65歳以上の方が障がい福祉サービスを利用する場合は、原則として介護保険制度によるサービスの利用が優先されます。

③各種割引・助成

J R 運賃の割引

詳しくは、JRまで

身体障がい者手帳、療育手帳の交付を受けている方は、旅客運賃が割引になります。

対 象	割 引 率	内 容
第1種身体障がい者 療育手帳A判定	本人、介護者ともに5割引	全線（普通乗車券）定期乗車券、回数乗車券、急行券
第2種身体障がい者 療育手帳B判定	本人のみ5割引	100kmを超えると割引される

※乗車券購入時、窓口に身体障がい者手帳または療育手帳を提示してください。

タクシー運賃の割引

詳しくは、各タクシー会社まで

身体障がい者手帳、療育手帳の交付を受けている方は、タクシー運賃が割引になります。

◎割引運賃 1割引

※利用時に身体障がい者手帳または療育手帳を提示してください。



バス運賃の割引

詳しくは、各バス会社まで

身体障がい者手帳、療育手帳の交付を受けている方は、バス料金が割引になります。

対象	割引率	内容
第1種身体障がい者 療育手帳A判定	本人、介護者ともに5割引	定期券は3割引
第2種身体障がい者 療育手帳B判定	本人のみ5割引	

※料金支払時または乗車券購入時に身体障がい者手帳または療育手帳を提示してください。

航空運賃の割引

詳しくは、各航空会社まで

身体障がい者手帳、療育手帳の交付を受けている方は、航空運賃（国内定期路線）が割引になります。（割引率は航空会社により異なりますので、各会社へお問い合わせください。）



心身障がい者扶養共済制度

<問い合わせ先>

役場 福祉課 福祉グループ

支所 住民福祉課 福祉グループ

心身障がい者を養育している保護者が一定額の掛け金を納めることにより、保護者が死亡したり重度障がいとなったとき、心身障がい者に対し終身一定額の年金が支給されます。なお、保護者は2口まで加入できます。

◎支給額 月額20,000円

◎加入できる人 身体障がい者手帳1～3級または療育手帳の交付を受けている方の保護者で65歳未満の人。

障がい者等に対する交通費助成

<問い合わせ先>
 役場 福祉課 福祉グループ
 支所 住民福祉課 福祉グループ

心身障がい者等の判定、診断、検査及び相談のために要する交通費等を助成します。ただし、一定の所得以下の方が対象になります。



◎対象者

- ・身体障がい者手帳の交付を受けた重度障がい者、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた方、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾患医療受給者証を受けた方
- ・満75歳以上（受診日時点）の方（通院に掛かる「バス運賃」及び「JR普通運賃」に限る）
- ・上記該当者の介添者（医師等が必要と認めて同行する方）

◎助成額

経費内容	助成金額
バス運賃、JR普通運賃、急行料金（片道50km以上）、特急料金（片道90km以上）、航空運賃、宿泊料	費用の7割（介添者分も助成）
福祉自動車	費用の7割（本人のみ）
自家用車	費用の5割（本人のみ）
福祉有償運送（人工透析に限る）	費用の3分の1（本人のみ）

在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業

詳しくは
 北海道オホーツク総合振興局
 (☎0152-41-0603)

在宅酸素療法などを行っている低肺機能患者（呼吸器機能障がい者）の経済負担を軽減し、社会復帰などの促進を図るため、酸素濃縮器などの使用にかかる電気料の一部を助成します。

◎対象者 北海道に在住し、在宅で酸素療法などを行っている方

◎助成額 1日当たりの酸素濃縮器使用が12時間未満 月額 1,000円
 1日当たりの酸素濃縮器使用が12時間以上 月額 2,000円

NHK受信料の減免

<問い合わせ先>
 役場 福祉課 福祉グループ
 支所 住民福祉課 福祉グループ

NHKでは身体障がい者などに対し、受信料の減免を行っています。

◎手続きに必要な物

身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳のうちいずれか、印鑑、収入状況がわかる書類

減免額	対象となる世帯
全額免除	① 心身障がい者のいる世帯で、世帯構成員全員が町民税非課税であるとき ② 知的障がい者のいる世帯で、世帯構成員全員が町民税非課税であるとき ③ 精神障がい者のいる世帯で、世帯構成員全員が町民税非課税であるとき ④ 生活保護を受給している世帯
半額免除	① 世帯主が視覚障がい者または聴覚障がい者であるとき ② 世帯主が重度の障がい者であるとき

有料道路通行料金の割引

<問い合わせ先>
役場 福祉課 福祉グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

身体障がい者手帳をお持ちの方が自分で自家用自動車を運転する場合、重度の身体障がい者および重度の知的障がい者のために介護者が運転する場合、通行料金が50%割引になります。

◎対象者

①障がい者本人が運転する場合

- 身体障がい者手帳または療育手帳をお持ちの方。

②障がい者本人が同乗し、別の方が運転する場合

- 重度の障がいをお持ちの方（手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の欄に第1種と記載されている方）。

◎手続きに必要なもの

【共通】

- 車検証の写し、免許証の写し
- 障がい者ご本人の身体障がい者手帳もしくは療育手帳
- 印鑑



【ETCを利用する方】

- ETCカード（障がい者ご本人名義に限ります。未成年の重度の障がい者の方でご本人以外の方の運転による割引を受け、かつ障がい者ご本人が運転しての割引を受けない場合限り、親権者または後見人名義のETCカードも対象となります。）
- 「ETC 車載器セットアップ申込書・証明書」など登録を申請される自動車に取り付けられたETC 車載器の車載器管理番号が確認できる書類など

※割引の有効期限は、申請日から2回目の誕生日までです。（更新するときは、申請が必要となります）

※対象となる自動車は、車検証に記載された所有者または使用者が、障がい者本人または家族などの介護者となっているものに限られます。

※ETC を利用されている方で、割引制度を受けたい方は事前登録が必要になりますので、お問い合わせください。（申請から登録まで約2週間程度かかります）

7 くらしの困りごと相談

各種相談員

◎行政相談員

国・道・市町村の行政全般についての苦情、意見、要望を受けております。

＜問い合わせ先＞
役場 総務課 企画グループ
支所 地域振興課 総務グループ

相談員	氏名	電話番号
行政相談員	篁 融心(錦町第2)	74-2205
	阿部 恵子(西区)	66-2321

◎人権擁護委員

身分・財産・人権に関する様々の問題について相談を受けます。

＜問い合わせ先＞
役場 福祉課 福祉グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

相談員	氏名	電話番号
人権擁護委員	北島 恵子(夕陽台)	75-6054
	河崎 琢哉(日の出町第2)	74-2265
	鎌田 宏惇(北一区)	66-2819
	坂巻 重子(北二区)	66-3930

◎障がい者相談員

障がい者福祉、障がい者の更生援助や各種の相談に応じます。

＜問い合わせ先＞
役場 福祉課 福祉グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

相談員	氏名	電話番号
身体障がい者相談員	木 全 知 明(栄町第5)	74-2070
知的障がい者相談員	黒田 静 枝(東陽)	74-4741

障がいに関する相談は、役場福祉課福祉グループや支所住民福祉課福祉グループ、相談支援事業所ちあふるでも受け付けています。

◎民生委員・児童委員

＜問い合わせ先＞
 役場 福祉課 福祉グループ
 支所 住民福祉課 福祉グループ

各地区にて地域の福祉推進のために活動していただく民生委員・児童委員がいます。
 生活上の事でお困りの方は、あなたの地区の民生委員・児童委員へお気軽にご相談ください。

●女満別地区

担 当 地 区	氏 名	電 話 番 号
湖畔、元町、栄町第1・第2	富 田 淳 子 (栄 町 第 3)	74-2583
栄町第5・第6	大 泉 由 香 (栄 町 第 5)	74-3868
日の出町第2、錦町第1・錦町はなその	佐々木 紀 子 (錦 町 第 1)	74-2662
錦町第3	竹 内 幸 次 (錦 町 第 3)	74-3136
日の出町第1、公園、さくら	佐 藤 英 樹 (日の出町第1)	74-4397
栄町第3・栄町しらかば	北 村 幸 子 (栄 町 第 3)	74-2589
錦町第2、中央、夕陽台	平 泉 謙 (昭和 夕陽台)	74-4166
東陽、昭和第2・眺湖台	田 中 美智子 (昭和 夕陽台)	74-3626
湖南	小 黒 弥 生 (湖 南)	74-2959
朝日、巴沢1・2・3	鈴 木 薫 (朝 日)	74-2533
日進、開陽	山 本 広 幸 (開 陽)	74-2195
大成	宮 下 久 枝 (大 成)	74-2773
大東、巴沢4	岡 喜美子 (大 東)	74-2713
本郷	石 川 英 二 (本 郷)	74-2792
住吉	山 下 典 子 (住 吉)	74-3280
豊里	石 川 哲 也 (豊 里)	74-4069
女満別地区全域 (主任児童委員)	北 島 恵 子 (昭和夕陽台)	75-6054
女満別地区全域 (主任児童委員)	中 村 貴 子 (錦 町 第 2)	74-4072

●東藻琴地区

担 当 地 区	氏 名	電 話 番 号
北一区	北 野 清 (北 一 区)	66-2138
北二区	船 橋 稔 (北 二 区)	67-4456
中央区	田 中 一 (中 央 区)	66-2711
南区	鈴 木 純 子 (南 区)	66-2509
上東・旭台・西区	奥 谷 真由美 (西 区)	66-3322
山園	三 平 廣 幸 (山 園)	66-2664
千草、福富	齊 藤 博 (福 富)	66-3421
末広	平 出 靖 (末 広)	66-3035
明生・新富・大進	曾 我 鈴 恵 (大 進)	66-2871
西倉・東区	真 鍋 純 子 (西 倉)	66-2877
東藻琴地区全域 (主任児童委員)	内 海 千恵子 (中 央 区)	66-2590
東藻琴地区全域 (主任児童委員)	大和田 宏 美 (西 区)	66-2662

生活保護

<問い合わせ先>

役場 福祉課 福祉グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

病気や失業などにより、暮らしに困っている世帯の最低生活を保障するとともに、自立のための手助けをします。

心配ごと相談

<問い合わせ先>

大空町社会福祉協議会
(女満別 ☎75-6021・東藻琴 ☎63-5105)

日常生活のあらゆる心配ごとの相談に応じています。

- ◇ 相談 地区民生委員および社会福祉協議会でお受けいたします。
- ◇ 場所 社会福祉協議会事務所

法律相談

<問い合わせ先>

大空町社会福祉協議会
(女満別 ☎75-6021・東藻琴 ☎63-5105)

法的な困りごとなど様々なニーズに対応し、定期的に両地区で実施します。

(1) 個別面接相談（弁護士法律相談）

- ◇実施時期・会場：7・9・11・1・3月、第3木曜日（女満別老人福祉センター）
：5月、第3木曜日（東藻琴ふれあいセンターフロックス）

*開催場所は、変更することがあります。

- ◇内容：法的な解決手段を要する困りごと相談会（事前予約が必要となります）

母子・寡婦福祉資金

<問い合わせ先>

役場 福祉課 戸籍保険グループ
支所 住民福祉課 福祉グループ

母子家庭や寡婦の経済的自立を図るため、その目的に応じた資金の貸付を行います。

- ◇ 資金の種類
事業開始資金・事業継続資金・就学資金・技能習得資金・就職支度資金・修学資金・療養資金・生活資金・住宅資金・転宅資金・就学支度資金・結婚資金・児童扶養資金
- ◇ 利率及び償還方法
貸付額、償還、年率については資金の種類によって異なります。

生活資金貸付

<問い合わせ先>
大空町社会福祉協議会
(女満別 ☎75-6021・東藻琴 ☎63-5105)

低所得者、高齢者、身体障がい者世帯に対し、経済的な自立を図り、安定した生活を営むための資金を貸付します。

◇ 資金の種類

更正資金・身体障がい者更正資金・生活福祉資金・福祉資金・住宅資金・修学資金・療養資金・災害援護資金・離職者支援資金

◇ 利率及び償還方法

貸付額、償還については資金の種類によって異なり、年率3%です。
※この資金貸付は、北海道社会福祉協議会の事業です。



生活費緊急援護資金貸付

<問い合わせ先>
大空町社会福祉協議会
(女満別 ☎75-6021・東藻琴 ☎63-5105)

町内に在住する低所得者などで日常生活に困窮する方を対象に必要な援助および指導を行うとともに、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るための資金を貸付します。

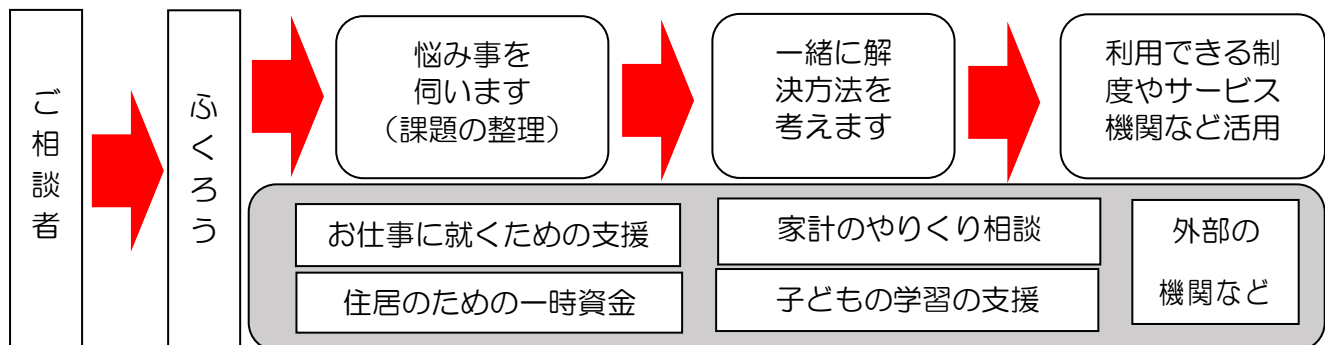
貸付する金額 一世帯 10,000円(特認30,000円)
6ヶ月以内の一括または分割払い(無金利)

北海道生活困窮者自立支援事業

<問い合わせ先>
オホーツク相談センターふくろう
(☎0157-25-3110)

生活にお困りの方へ自立に向けた相談、支援を行い、一人一人の抱えている問題に寄り添って、解決に向けて継続的にサポートします。

現に生活に困窮している方だけではなく、将来的に困窮するおそれのある方についても対象となります。



8 災害時の避難

避難所等について

<問い合わせ先>

役場 総務課 総務グループ

支所 地域振興課 総務グループ

町では、次のとおり指定避難所・福祉避難所・指定緊急避難場所を定めています。災害が発生、または発生のおそれがある場合や高齢者等避難や避難指示などといった情報があった場合は、速やかに指定された避難所などに避難してください。

(大空町WEBサイト「いざという時には」⇒大空町防災マップもご活用ください)

●指定避難所

災害発生時に、自宅に戻ることができなくなった住民等が、一時的に避難する場所として指定した施設で、必要に応じて開設します。

【女満別地区】

施設名	所在地	電話番号	設備
女満別小学校	女満別夕陽台1丁目1-1	74-2262	
女満別地域振興会館	女満別本通3丁目2-7	74-2358	
女満別研修会館 女満別ゲートボールセンター	女満別西3条3丁目1-4	74-2483	
女満別中学校	女満別東陽3丁目2-1	74-2234	
大空高等学校 女満別キャンパス	女満別昭和104番地の1	74-2631	
大空町教育文化会館	女満別西3条4丁目1-11	74-2367	
女満別 B&G 海洋センター	女満別西5条5丁目3-3	74-3519	
女満別農業構造改善センター	女満別西4条5丁目4-2	74-4747	
女満別老人福祉センター	女満別西4条5丁目4-13	74-2362	
メルヘンカルチャーセンター (道の駅メルヘンの丘めまんべつ)	女満別昭和96番地の1	75-6160	

【東藻琴地区】















施設名	所在地	電話番号	設備
ふれあいセンターフロックス	東藻琴387番地の9	66-2070	
東藻琴小学校	東藻琴268番地	66-3250	
東藻琴 B&G 海洋センター	東藻琴387番地の1	66-2741	
東藻琴農村環境改善センター	東藻琴360番地の1	66-3547	
東藻琴中学校	東藻琴57番地	66-2461	
大空高等学校	東藻琴79番地の4	66-2061	
大空町地域振興施設 (道の駅ノンキーランドひがしもこと)	東藻琴100番地	66-3600	







トイレ ウォシュレット 身障者用トイレ オストメイト おむつ交換台 AED Wi-Fi


身障者用設備

●福祉避難所

災害発生時に、避難所での生活において特に配慮を要する方（高齢者、障がい者などの「要配慮者」）を受け入れるための福祉避難所を指定しています。災害発生時に、福祉避難所を開設する場合には、下記施設に町が要請して、施設内に開設します。

地区名	施設名	所在地	電話番号	設備
女満別地区	特別養護老人ホーム 女満別ドリーム苑	女満別西4条5丁目4-10	74-2555	      
東藻琴地区	特別養護老人ホーム 東藻琴福寿苑	東藻琴378番地の8	66-3314	      

 トイレ  ウォシュレット  身障者用トイレ  オストメイト  おむつ交換台  AED

 身障者用設備

●指定緊急避難場所

野外の公園や学校のグラウンドなどを緊急に避難していただく場所として指定しています。

【女満別地区】

施設名	所在地	電話番号
女満別小学校グラウンド	女満別夕陽台1丁目1-1	74-2262
女満別中学校グラウンド	女満別東陽3丁目2-1	74-2234
女満別ふれあい公園	女満別本通1丁目1-1	—
女満別ゲートボールセンター駐車場	女満別西3条3丁目1-4	74-2483
女満別 B&G 海洋センター広場	女満別西5条5丁目3-3	74-3519
大空高等学校女満別キャンパス グラウンド	女満別昭和104番地の1	74-2631
メルヘンカルチャーセンター (道の駅メルヘンの丘女満別駐車場)	女満別昭和96番地の1	75-6160
湖南地区公民館広場	女満別湖南126番地の4	—
朝日地区公民館広場	女満別朝日338番地の1	—
巴沢地区公民館広場	女満別大東21番地の2	—
日進地区公民館広場	女満別日進159番地の1	—
開陽地区公民館広場	女満別開陽304番地	—
大成地区公民館広場	女満別大成263番地の2	—
大東地区公民館広場	女満別大東102番地の1	—
本郷地区公民館広場	女満別本郷468番地	—
豊住交流センターグラウンド	女満別豊里19番地の1	74-2389
住吉地区公民館広場	女満別住吉416番地の2	—
豊里地区公民館広場	女満別豊里172番地の5	—

【東藻琴地区】

施設名	所在地	電話番号
東藻琴小学校グラウンド	東藻琴268番地	66-3250
東藻琴中学校グラウンド	東藻琴57番地	66-2461
東藻琴総合グラウンド(大空高等学校隣接)	東藻琴79番地の4	—
緑とチーズの里ふれあいパーク	東藻琴396番地の1	—
山園ふるさとセンター広場	東藻琴末広622番地	—
明生会館広場	東藻琴明生264番地の1	—
東区会館広場	東藻琴244番地の3	—
旭台会館広場	東藻琴767番地の1	—
上東会館広場	東藻琴615番地の1	—
千草会館広場	東藻琴千草323番地の3	—
福富会館広場	東藻琴福富188番地	66-3453
末広会館広場	東藻琴末広193番地の1	—
新富会館広場	東藻琴新富38番地の13	—
大進会館広場	東藻琴大進135番地	—
西倉会館広場	東藻琴西倉115番地の3	—
大空町地域振興施設(道の駅ノンキーランドひがしもこと)駐車場	東藻琴100番地	66-3600

大空町メール配信サービス

＜問い合わせ先＞

役場 総務課 総務グループ

支所 地域振興課 総務グループ

大空町メール配信サービス（登録制メール）とは、「気象情報（特別警報や警報など）」、「避難情報（避難所の開設情報など）」をメールにより皆さまに配信するサービスです。


メールを受信できる携帯電話やスマートフォン、パソコンをお持ちの方でメール配信をご希望の方は、ぜひご登録ください。

登録方法

メール配信をご希望の方は、二次元コードを携帯電話やスマートフォンで読み取るか、メールの送信先に下記メールアドレスを入力して空メールをお送りください。

空メール送信後、数分で仮登録メールが届きます。メールの内容に沿って本登録を行ってください。

- ・ 大空町メール配信サービス登録用 二次元コードとメールアドレス

二次元コード	登録用メールアドレス
	bousai.ozora-town@raiden.ktaiwork.jp

- ・ 登録は無料ですが、メール受信の際の通信料は登録する方のご負担となります。
- ・ 緊急時には夜間（深夜）や早朝に配信される場合があります。
- ・ 迷惑メール対策や受信拒否などの設定をしていると、メールを受け取れない場合があります。
- ・ メールを受信設定などの方法がわからない場合は、お近くの携帯電話販売店にお問い合わせください。

9 環境・衛生

<問い合わせ先>


役場 住民課 住民グループ

支所 住民福祉課 住民グループ

ごみ収集及びごみ処理場の受入

◎ごみの収集日と区域

収集日と区域は「生活カレンダー」をご覧ください。

	区分	出し方	注意事項
有料	燃やすごみ 燃やせないごみ 生ごみ	指定ごみ袋（価格は次頁をご覧ください） ※事業系ごみには、指定ごみ袋1袋につき、 ごみ処理券1枚貼付（1枚80円）	女満別地区＝戸別収集 （一部ステーション） 東藻琴地区＝ステーション
	粗大ごみ	ごみ処理券を貼付 ※1枚300円	事前に申し込みが必要です。 ※役場・支所で購入
無料	資源物 （空き缶・ビン・ペットボトル・その他プラ・白色トレイ等）	半透明又は透明のごみ袋（市販） ※レジ袋可 ※汚れを落とし、種類ごとに分別する。 ※ペットボトルのふた・ラベルは「その他プラ」に区分する。 ※スプレー缶は使い切り、風通しのよい屋外などで十分ガス抜きの上え穴をあけて「空き缶」に区分する。	ステーション又はリサイクルセンター 
	紙類 （新聞類・段ボール類・紙箱類等）	ひもで縛る ※種類ごとに分別	ステーション又はリサイクルセンター
	古着類 （衣類やタオル等の布類）	半透明又は透明のゴミ袋（市販） ※レジ袋可	ステーション又はリサイクルセンター
	廃油	ふたのある容器に入れる ※漏れないように	ステーション又はリサイクルセンター
	乾電池、蛍光管	袋か箱に入れる ※割れないように	ステーション又はリサイクルセンター ※充電式電池は不可
小型家電	各回収ボックスに直接搬入 ※直接搬入できない場合は、有料回収（指定ごみ袋に入れば「燃やせないごみ」、入らなければ「粗大ごみ」として回収） ※電池や蛍光管、電球は必ず取り外してください。	・役場玄関・支所玄関 （大きさ：30cm×30cm以内） ・最終処分場 ・焼却処理施設 ・リサイクルセンターストックヤード	

◎ごみ処理場受入

◇一般廃棄物最終処分場（女満別地区）

月～金曜日（祝日可） 9：00～16：00

土曜日（祝日可） 9：00～11：00

◇一般廃棄物焼却処理施設（東藻琴地区）

月～土曜日（祝日可） 13：00～16：00

※直接搬入のときは、指定ごみ袋を使用しないでください。

ごみの種類	料金
燃やすごみ 燃やせないごみ 粗大ごみ	90円/10kg （現金支払）

◆指定ごみ袋の金額（燃やすごみ・燃やせないごみ・生ごみ）袋

※各5枚単位での販売

	3ℓ	5ℓ	10ℓ	15ℓ	30ℓ	45ℓ
燃やすごみ・燃や せないごみ	—	75円	150円	225円	450円	675円
生ごみ	45円	75円	150円	225円	450円	—

し尿汲み取り

＜問い合わせ先＞

役場 住民課 住民グループ
支所 住民福祉課 住民グループ

し尿汲み取りは、毎年2月、戸別毎に1年間分の申し込みを受けています。また、年間申し込み以外にも随時汲み取りの受付を行っていますので、役場・支所までご連絡ください。

※ 汲み取り日は「生活カレンダー」をご覧ください。

し尿	300リットルまで	3,000円
	300リットルを超え1リットルにつき	10円
仮設トイレ	100リットルまで	3,000円
	100リットルを超え1リットルにつき	30円

畜犬登録・狂犬病予防注射

＜問い合わせ先＞

役場 住民課 住民グループ
支所 住民福祉課 住民グループ

犬を飼っている方は、登録および予防注射を受けなければなりません。

また、登録内容に変更がある場合（死亡・住所変更など）は、ご連絡ください。

◎ 登録料 3,000円

◎ 狂犬病予防注射料 3,240円

※畜犬登録および狂犬病予防注射の日程は、「町広報」などをご覧ください。



エキノコックス感染対策

＜問い合わせ先＞

役場 住民課 住民グループ
支所 住民福祉課 住民グループ

寄生虫であるエキノコックスの媒介動物として知られるキツネに、駆虫剤を練り込んだエサ（ベイト）を散布、摂取させエキノコックスの感染率を下げ、人への感染リスクを抑制します。

◎5月から10月までの毎月1回（年間6回）、町内一円にベイトを散布します。

◎ベイトは犬猫が食べても安全で、寄生虫駆除に効果があります。

葬 斎 場

<問い合わせ先>
 役場 住民課 住民グループ
 支所 住民福祉課 住民グループ

◎葬斎場を使用される場合は、死亡届を役場もしくは支所へ提出し、必要な手続きを行ってください。

◇大空町葬斎場 大空町東藻琴西倉319番地の14

種 別	使 用 料
満13歳以上	1体 10,000円
満13歳未満	1体 7,000円
死産児	1体 4,000円
胞衣産あい物	1個 1,500円
肢体（人体の一部）	1個 4,000円

墓 地

<問い合わせ先>
 役場 住民課 住民グループ
 支所 住民福祉課 住民グループ



●共同墓地

◎共同墓地は町有地を墓地用としてお貸しするものですので、使用しなくなった時は返還していただきます。

◎使用料……各地区により異なりますので、役場・支所にお問い合わせください。

●合同納骨塚

合同納骨塚は、「お墓を承継する人がいない」、「維持管理が難しい」、「お墓を建てるのが難しい」などお墓の管理が困難である大空町に縁のある方が利用できる、合同のお墓です。

◇大空町合同納骨塚 大空町女満別昭和186番地の1 女満別共同墓地内

◎使用料

区 分	使用料
1回の焼骨の埋蔵が1体のとき	9,500円
1回の焼骨の埋蔵が2体以上のとき	1体目 9,500円 2体以降 6,500円

◎使用希望の方は、事前に申請し許可を受ける必要があります。申請をしないでそのまま合同納骨塚にお骨を持ち込んでも納骨はできませんので、ご注意ください。

◎お骨を骨壺から取り出して納骨する方式のため、納骨後の返還・改葬はできません。

◎生前予約（満65歳以上の方）の申請もできます。詳しくは役場・支所にお問い合わせください。

10 年金

国民年金

<問い合わせ先>

役場 福祉課 戸籍保険グループ
支所 住民福祉課 住民グループ

種別	対象者	保険料の納付方法
第1号被保険者	20～59歳の農業・商業などの自営業者・学生・無職の方など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納付書 ・ 口座振替 ・ クレジットカード
第2号被保険者	厚生年金加入者・共済組合員	厚生年金保険料などの上乗せ分と合わせて、給与から天引きされます
第3号被保険者	厚生年金加入者・共済組合員に扶養されている配偶者	厚生・共済年金制度の拠出金として支払われるため、納める必要はありません

任意で加入できます（強制加入の範囲から除かれている次の方）

種別	対象者	保険料の納付方法
第1号被保険者	60歳～64歳の受給資格期間が足りない方など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座振替
	60歳未満の老齢（退職）年金受給者	
	20歳～64歳で海外在住の日本人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内の親族が代わりに支払う ・ 口座振替

◎保険料（2023年度）

- ◆保険料を納めるのは第1号被保険者で、年齢、性別、所得に関係なく全国一律です。（納めた国民年金の保険料は、年末調整や確定申告をするとき控除されます。）
- ・ 定額保険料……1か月 16,520円
- ・ 付加保険料……1か月 400円

◎免除

- ◆保険料を納めることが困難な場合は、保険料が免除（全額、3/4、半額、1/4）される制度があります。免除を受けるためには申請が必要ですのでご相談ください。
- ※免除の種類によって、免除された期間の年金額はそれぞれ減額されます。

◎学生納付特例制度

- ◆第1号の被保険者である学生で、本人が一定所得以下である場合は申請をすると保険料の納付を要しないことの承認（学生納付特例）を受けることができます。承認を受けると、学生納付特例期間中の不慮の事故の場合は、満額の障がい基礎年金などが保証されます。
- ※学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格要件には算入されますが、年金額には反映されません。

◎納付猶予制度

- ◆50歳未満である1号被保険者及び連帯納付義務者である配偶者のいずれもが認証基準に合致したときに、本人が申請し承認を受ければ、保険料の納付の猶予が受けられます。
- ※猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格要件には算入されますが、年金額には反映されません。

◎産前産後期間の保険料免除

- ◆出産の予定日（出産後の届出の場合は出産日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料の納付が不要となります。
- ※免除期間については保険料納付済期間に算入されます。

◎追納

- ◆免除、猶予、学生納付特例の承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、後から追納することができます。追納すると、減額されない年金が受けられます。
- ※追納する額は、承認を受けた当時の保険料額に一定の率を掛けた額が加算されます。

老齢基礎年金

＜問い合わせ先＞

役場 福祉課 戸籍保険グループ
支所 住民福祉課 住民グループ

◎受給要件

- ◆保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある場合に、65歳から支給されます。
- ※65歳より前から老齢基礎年金の受給を希望する方はお問い合わせください。

障がい基礎年金

＜問い合わせ先＞

役場 福祉課 戸籍保険グループ
支所 住民福祉課 住民グループ

◎受給要件

- ◆病気やけがで初めて医師にかかった日（初診日）までの国民年金加入期間のうち保険料納付（免除）期間が3分の2以上あるか、又は初診日前1年間に保険料の未納がない方で、障がい認定日において障がいの程度が1級、2級に該当する方に支給されます。

遺族基礎年金

＜問い合わせ先＞

役場 福祉課 戸籍保険グループ
支所 住民福祉課 住民グループ

◎受給要件

- ◆国民年金加入期間のうち保険料納付（免除）期間が3分の2以上あるか、又は死亡日前1年間に保険料の未納がない方が亡くなり、その方に生計維持されていた子（18歳未満、又は20歳未満の障がいのある子）、又はその子がいる配偶者に支給されます。

1人に1つの基礎年金

- ・ 同時に2つ以上の基礎年金の受給権があるときは、本人の選択によってそのうちの1つの年金を支給し、他の年金は支給停止されます。
- ・ 基礎年金に上乗せして支給される厚生年金や共済年金は、同一支給事由の年金に限り、両方の年金が受けられます。
- ・ 65歳から支給される老齢基礎年金と遺族厚生年金、または遺族共済年金は、両方の年金が受けられます。

国民年金の独自給付

■付加年金

付加保険料を納めた月数に200円を乗じ基礎年金に加算されます。

■寡婦年金

老齢基礎年金を受ける資格がある夫が死亡したとき、夫が受けることができたはずの老齢基礎年金額の4分の3が60歳から65歳になるまでの間支給されます。

■死亡一時金

第1号被保険者として、保険料を3年以上納めた方が、老齢・障がい基礎年金を受けずに死亡した場合、保険料納付期間に応じて12万円から32万円が支給されます。

1 1 電話健康相談

大空健康ダイヤル24

医師、保健師、看護師、心理カウンセラーなどの専門スタッフに24時間年中無休で相談することができます。お気軽にご利用ください。

(例)

● 健康相談 ● 医療相談 ● 育児相談 ● メンタルヘルス相談 ● 医療機関情報

フリーダイヤル 0120-016-008

(非通知設定での利用はできません)

緊急の対応を想定して、氏名・年齢を確認しますが、プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。

12 医療機関・関係機関一覧

病院

*51、52ページの電話番号は、市外局番(0152)を省略しています

No.	名称	電話番号	所在地	診療科目	診療時間
①	医療法人社団双心会 女満別中央病院	74-2181	女満別西4条4丁目 1番29号	内科、外科、消化器科、 リハビリテーション科	平日 { 9:00~12:00 14:00~17:00 土曜 9:00~12:00
②	大空町東藻琴診療所	66-2611	東藻琴383番地の31	内科、外科	月・火 { 9:00~12:30 水・金 { 14:00~17:00 木曜 { 9:00~12:30 14:30~17:00 土曜 9:00~12:00

薬局

No.	名称	電話番号	所在地	営業時間
③	(有) 斉藤薬局	74-2051	女満別西1条3丁目1番18号	平日 9:00~19:30 土曜 9:00~18:00
④	(有) 田中十字堂	74-2632	女満別本通4丁目2番1号	月~土 9:00~18:30
⑤	ツルハドラッグ 女満別店	75-6268	女満別西4条4丁目2番8号	9:00~22:00

歯科医院

No.	名称	電話番号	所在地	営業時間
⑥	守屋歯科医院	74-3718	女満別西3条2丁目5番9号	月・火・木・金 9:00~12:30、14:30~18:30 水曜 14:30~18:30 土曜 9:00~12:30
⑦	めまんべつ歯科	74-3332	女満別西2条4丁目10番2号	平日 9:00~12:00、14:00~19:00 土曜 9:00~12:00
⑧	東藻琴歯科診療所	66-2084	東藻琴338番地の2	月・火・木・金 9:00~12:00、14:00~19:00 水曜 9:00~13:00

整骨院

No.	名称	電話番号	所在地	営業時間
⑨	谷川整骨院	74-3744	女満別西1条5丁目2番6号	月・火・水・金 7:00~11:30、13:30~18:30 木曜 7:00~11:30、15:30~18:30 土曜 7:00~11:30 予防トレーニング教室はコース別の曜日・時間

介護保険・介護関連機関一覧

居宅介護支援事業所

No.	名称	電話番号	所在地	介護サービスの種類
⑩	居宅介護支援事業所 女満別ドリーム苑	75-6060	女満別西4条5丁目4番10号	居宅介護支援(ケアマネジメント)
⑪	ケアプラン相談センター おおぞら	77-3966	女満別西2条4丁目1番8号	居宅介護支援(ケアマネジメント)
⑫	介護相談センター たんとう	080-3587- 8526	東藻琴160番地の44	居宅介護支援(ケアマネジメント)

介護保険サービス提供事業所

No.	名称	電話番号	所在地	介護サービスの種類
⑩	女満別福祉会 女満別ドリーム苑	74-2555	女満別西4条5丁目4番10号	特別養護老人ホーム、訪問介護（ヘルパー）、通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）、介護予防・日常生活総合事業
⑬	東藻琴福祉会 東藻琴福寿苑	66-3314	東藻琴 378 番地の 8	特別養護老人ホーム、訪問介護（ヘルパー）、通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）、介護予防・日常生活総合事業
⑬	東藻琴福祉会 東藻琴福寿苑ユニット館	67-5160	東藻琴 383 番地の 35	特別養護老人ホーム、訪問介護（ヘルパー）、介護予防・日常生活総合事業
①	双心会 女満別中央病院 デイケアサービス	74-2181	女満別西4条4丁目1番29号	通所リハビリテーション

認知症高齢者グループホーム

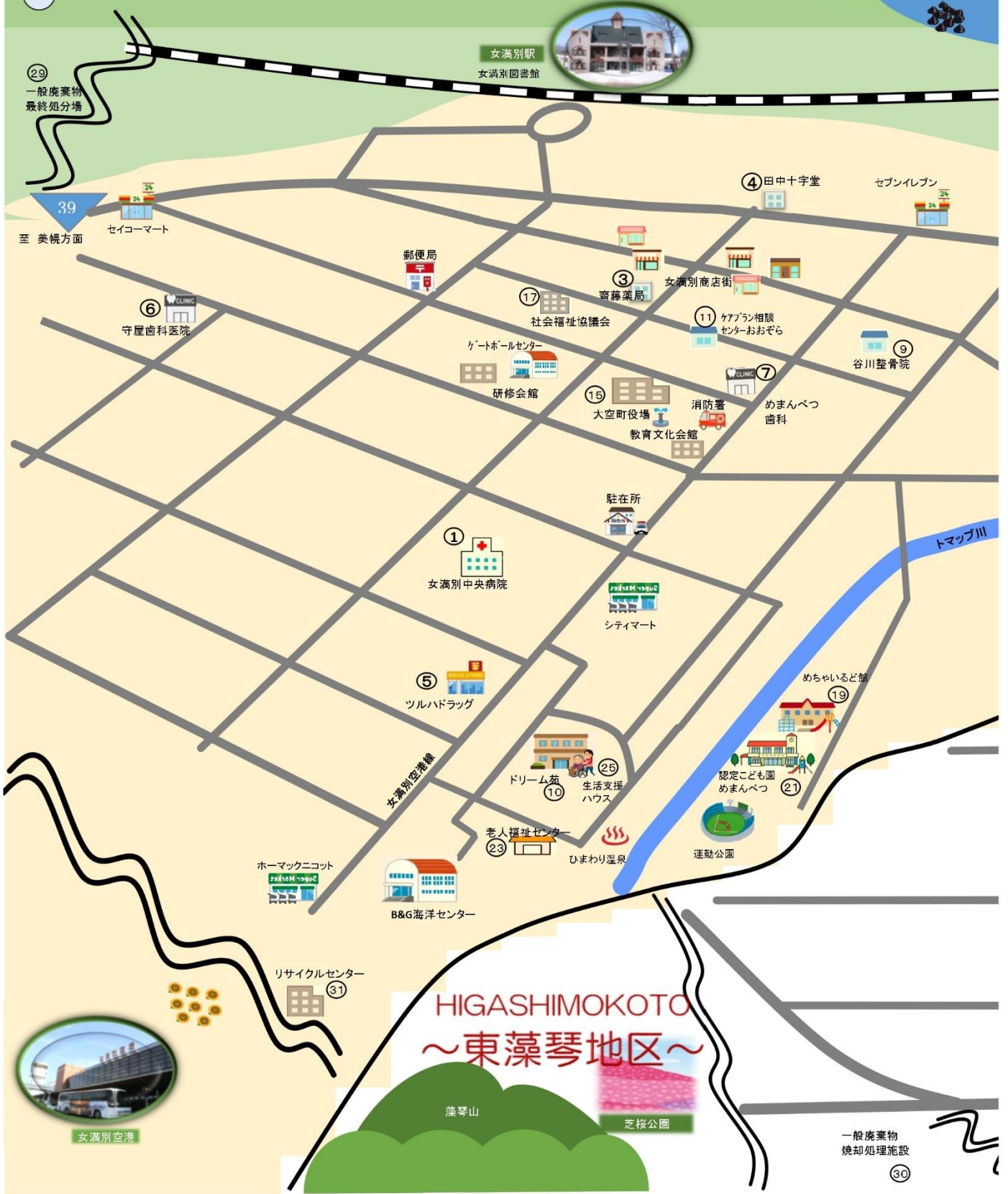
No.	名称	電話番号	所在地	介護サービスの種類
⑭	グループホームひかり館	74-4321	女満別中央 37 番地の 23	認知症対応型共同生活介護

保健・衛生・医療・福祉関連公共施設

No.	名称	電話番号	所在地
⑮	大空町役場	74-2111	女満別西3条4丁目1番1号
⑯	東藻琴総合支所	66-2131	東藻琴 360 番地の 1
⑰	社会福祉協議会	75-6021	女満別西 1 条 3 丁目 2 番 5 号（大空町地域福祉センター内）
⑱	社会福祉協議会 東藻琴地区事務所	63-5105	東藻琴 360 番地の 1（東藻琴総合支所内）
⑲	めっちゃいんど館 （児童センター・子育て支援センター）	74-5151	女満別中央 341 番地の 3
⑳	のんきっす館 （子育て支援センター）	66-3453	東藻琴 268 番地
㉑	認定こども園めまんべつ	77-3371	女満別中央 341 番地の 1
㉒	認定こども園ひがしもこと	67-6301	東藻琴 389 番地の 54
㉓	女満別老人福祉センター	74-2362	女満別西4条5丁目4番13号
㉔	ふれあいセンターフロックス	66-2070	東藻琴 387 番地の 9
㉕	女満別生活支援ハウスドリーム苑 なごみ	74-5750	女満別西4条5丁目4番10号
㉖	東藻琴生活支援ハウス悠久の里	66-3307	東藻琴 383 番地の 29
㉗	障がい者福祉センターちあふる 相談支援事業所ちあふる	67-7152	東藻琴 340 番地の 1
㉘	葬斎場	66-2240	東藻琴西倉 319 番地の 14
㉙	一般廃棄物最終処分場	75-6177	女満別住吉 68 番地の 1
㉚	一般廃棄物焼却処理施設	66-3061	東藻琴 780 番地の 2
㉛	リサイクルセンター	74-4928	女満別中央 254 番地の 1

* 53、54ページのせいかつあんしんMAPの番号を参照してください。

せいかつあんしんMAP





MEMANBETSU
～女満別地区～

大空に 人花心 育むまち

生涯にわたる教育を「人」、農業を中心とした産業を「花」、心身の健康を「心」という言葉に込め、澄み渡る大空のもとで、たくさんの幸せが育まれる様を表しています。

